

# 長期経営計画

[ (社)滋賀県造林公社 計画期間 平成23年度～63年度 ]

[ (財)びわ湖造林公社 計画期間 平成23年度～80年度 ]

# 中期経営改善計画

[ 第1期 平成23年度～27年度 ]

( 統 合 版 )

社団法人 滋賀県造林公社

財団法人 びわ湖造林公社

平成23年(2011年)9月



# 目次

	ページ
<b>長期経営計画</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景	
2. 計画の位置付け	
3. 計画期間	
<b>第2章 経営の方針</b> .....	<b>3</b>
1. 現状	
(1) 公社林の現状	
(2) 財務の現状	
(3) 組織の現状	
(4) 公社を取り巻く環境	
2. 課題	
(1) 森林の公益的機能の持続的発揮への配慮	
(2) 伐採収益の着実な確保と残債務の弁済	
(3) 公社運営の改善	
3. 経営の理念	
4. 経営の目標	
<b>第3章 重点的な取り組み</b> .....	<b>11</b>
1. 森林の整備に係る重点的な取り組み	
(1) 採算性判定に基づく森林区分と不採算林の返還	
(2) 公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備	
(3) 分収育林事業地における森林整備 [びわ湖造林公社]	
2. 木材の生産と販売に係る重点的な取り組み	
(1) 公益的機能の持続的発揮に配慮した収益性の高い伐採・搬出	
(2) 分収育林事業地における木材生産 [びわ湖造林公社]	
(3) 木材の安定的な生産と販売	
3. 財務状況の改善に係る重点的な取り組み	
(1) 分収造林契約の変更・解約	
(2) 森林資源の新たな活用	
<b>第4章 収支の見通し</b> .....	<b>22</b>
1. 収支の見通し	
2. 長期借入債務の弁済	
<b>第5章 組織体制</b> .....	<b>26</b>
1. 公益法人制度改革への対応	
(1) 両公社の合併	
(2) 新法人への移行	
2. 合理的・効率的な事務局体制の整備と人材の育成・確保	
(1) 事務局体制の整備	
(2) 人材の育成・確保	
<b>第6章 その他健全な経営の確保</b> .....	<b>28</b>
1. 財務運営の改善	
(1) 林業公社会計基準への対応	
(2) 契約方法の改善	
(3) その他の財務運営の改善	
2. 森林資源の適切な管理	
3. 経営の透明性向上と関係者の理解の醸成	
(1) 関係者への情報の提供・発信	
(2) 森林づくり活動等への参画の促進	
4. 経営計画の進行管理	
5. 関係者への支援要請と連携	
<b>参考資料</b> .....	<b>31</b>

<b>中期経営改善計画</b>	.....	<b>47</b>
はじめに	.....	47
<b>第1章 基本方針</b>	.....	48
<b>第2章 森林整備に関する事項</b>	.....	49
1. 分収造林事業		
(1) 採算性判定に基づく森林区分		
(2) 保育施業基準の見直しと森林整備		
(3) 利用間伐の推進		
2. 分収育林事業 [びわ湖造林公社]		
<b>第3章 木材の生産および販売に関する事項</b>	.....	53
1. 木材の生産		
(1) 分収造林事業		
(2) 間伐地の更新状況等調査		
(3) 分収育林事業 [びわ湖造林公社]		
2. 木材の販売		
(1) 販路の開拓		
(2) 木材販売の基盤の整備		
<b>第4章 財務状況の改善に関する事項</b>	.....	55
1. 分収造林契約の変更・解約		
2. 森林資源の新たな活用		
3. その他の財務状況の改善の取り組み		
(1) 補助金の確保および受託事業の確保		
(2) 経費の節減		
4. 期間中の収支の見通し		
(1) 分収造林事業		
(2) 分収育林事業 [びわ湖造林公社]		
<b>第5章 組織体制の改善に関する事項</b>	.....	58
1. 公益法人制度改革への対応		
(1) 両公社の合併		
(2) 新法人へ移行		
2. 事務局体制の整備と人材の育成・確保		
(1) 事務局体制の整備		
(2) 人材の育成・確保		
<b>第6章 その他経営の改善に関し必要な事項</b>	.....	60
1. 財務運営の改善		
(1) 林業公社会計基準への対応		
(2) 契約方法の改善		
2. 経営の透明性の向上と関係者の理解の醸成		
(1) 関係者への情報の提供・発信		
(2) 森林づくり活動等への参画の促進		
3. その他の経営の改善の取り組み		
(1) 森林法に基づく森林経営計画の策定		
(2) 森林資源管理台帳の整備		
4. 計画の進行管理		
5. 関係者への支援要請と連携		
<b>造林公社経営計画検討委員会</b>	.....	<b>63</b>
<b>用語解説</b>	.....	<b>69</b>

# 長期経営計画

[ (社)滋賀県造林公社 計画期間 平成23年度～63年度 ]

[ (財)びわ湖造林公社 計画期間 平成23年度～80年度 ]

(社)滋賀県造林公社および(財)びわ湖造林公社は、長期経営計画を個別に策定している。

しかし、両公社の主な事業である分収造林事業は、造林を(社)滋賀県造林公社が開始し(財)びわ湖造林公社が引き継いで実施したものであり、この造林区分に応じて両公社が造林地を区分管理しているが、事業の性格は同一のもので相互に深く関連しているため、便宜上、(社)滋賀県造林公社および(財)びわ湖造林公社の長期経営計画を合わせ、この統合版を作成した。

なお、両公社の計画内容のうち分収造林事業に係る部分は基本的に共通とし、特有の事業等、異なる内容についてはそれぞれの計画に別個に記載した。(該当箇所は[ ]で表示)

社団法人 滋賀県造林公社

財団法人 びわ湖造林公社



## 第1章 計画策定の趣旨

### 1. 計画策定の背景

社団法人滋賀県造林公社（以下「滋賀県造林公社」という。）および財団法人びわ湖造林公社（以下「びわ湖造林公社」という。）は、戦後の木材不足解消と琵琶湖の水源かん養等を目的に設立され、分収造林の手法により旧農林漁業金融公庫、滋賀県および淀川下流団体からの借入金を主な財源として約2万ヘクタール（県土の約5%）の造林を行ってきた。

しかし、木材輸入の増加や、人々のライフスタイルの変化等により木材需要が変化したこと等から、木材価格は大きく下落し、予定していた伐採収益が見込めなくなり、借入金を全額返済することが不可能な状態になった。

このため、滋賀県造林公社およびびわ湖造林公社（以下「両公社」という。）は債務の免除等を求めて平成19年11月に特定調停を申し立てたが、これが平成23年3月に成立し、関係者から多額の債務免除を受けた。

特定調停の過程において、平成20年9月に滋賀県が両公社の旧農林漁業金融公庫に対する債務を引き受けたことに伴い、両公社の経営状況が滋賀県財政にも大きな影響を与えることから、「社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」（平成21年滋賀県条例第29号。以下「県の特別な関与に関する条例」という。）が平成21年3月に制定されており、同条例に基づき経営計画を策定することが求められている。

また、両公社の債務問題に関して、造林公社に係る国・滋賀県の政策、両公社の運営方法、経営悪化に至った要因等について検証するため、滋賀県に設置された「造林公社問題検証委員会」において、平成21年9月に検証結果が報告され、全国的に進められた分収造林・公庫融資・林業公社方式による拡大造林というビジネスモデルに問題があったことや、両公社が累積債務問題への対応にあたって事業の見直し等を適切に行わなかったこと等の問題点が指摘された。

今後、滋賀県造林公社においては平成27年度、びわ湖造林公社においては平成35年度には、設立年度に植栽した造林木が11齢級（51年生）となることから、それぞれ伐採を開始する予定であり、これまでの植林と保育という森林資源の造成の段階から木材生産と販売という森林資源の活用の段階に移り、経営期間の後半期に入ることになる。

一方、地球環境問題の重要性の認識が高まる中で、琵琶湖・淀川の水源かん養や低炭素社会づくり等に向けて、公社林の公益的機能はますます重要となってきている。

両公社としては、こうした経過、現状と今後の見通しを踏まえ、土地所有者をはじめ関係者の理解を得ながら、不断の経営改善により健全な経営の確保に取り組み、引き続き公社林の保育管理を適切かつ効率的に行い、伐採収益の確保へ結びつける必要がある。

このため、平成22年6月に両公社に設置した造林公社経営計画検討委員会における検討を受けて、この長期経営計画を策定するものである。

## 2 . 計画の位置付け

この計画は、県の特別な関与に関する条例第3条第1項および同条例施行規則（平成21年滋賀県規則第24号）第3条第1項に基づく、「経営が予定されている期間における長期の経営見通しおよび目標に関する計画」である。

なお、この計画は、事業の進捗状況に基づく自己評価、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 3 . 計画期間

[滋賀県造林公社]

滋賀県造林公社の経営予定期間は、契約期間を80年とする分収造林契約の終了年度である平成63年度までとする。

従って、計画期間は、平成23年度から平成63年度までとする。

[びわ湖造林公社]

びわ湖造林公社の経営予定期間は、契約期間を80年とする分収造林契約の終了年度である平成80年度までとする。

従って、計画期間は、平成23年度から平成80年度までとする。



## 第2章 経営の方針

### 1. 現状

#### (1) 公社林の現状

##### ア. 面積

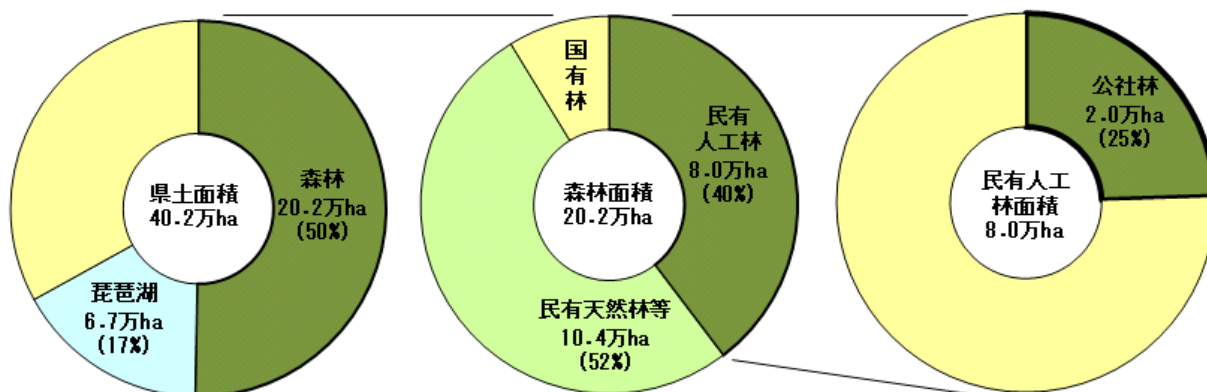
公社の分収造林事業地の管理面積は、滋賀県造林公社が約6,976ha、びわ湖造林公社が約12,410haであり、合わせて滋賀県の人工林面積の約4分の1を占めている。公社林は、湖西地域、湖北地域に多く、両地域で滋賀県造林公社は6割以上、びわ湖造林公社は7割以上となっている。

滋賀県造林公社およびびわ湖造林公社の分収林面積

(平成22年度末現在)

		滋賀県造林公社	びわ湖造林公社
分収造林契約面積 筆数 うち保安林面積	a	7,738 ha 1,725 筆 2,998 ha (全体の39%)	17,194 ha 6,689 筆 5,680 ha (全体の33%)
植栽面積	b	7,115.63 ha	12,507.00 ha
公共事業等による潰れ地面積	c	142.15 ha	71.00 ha
分収育林提供面積	d	-	28.94 ha
開発に伴う代替地面積	e	2.29 ha	2.84 ha
管理面積	f=b+c+d+e	6,975.77 ha	12,409.90 ha
分収育林面積		-	51.50 ha

滋賀県の森林と公社林



平成22年度末現在：出典 滋賀県森林・林業統計要覧

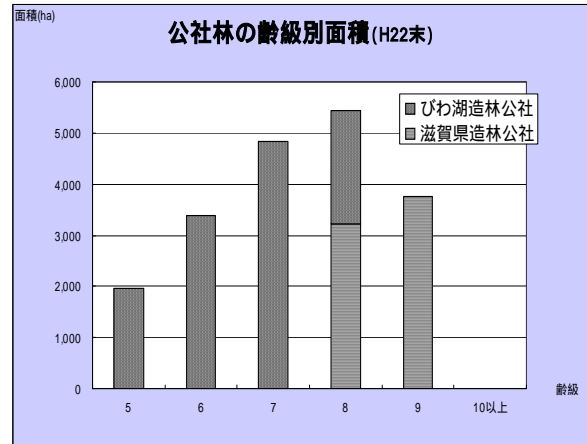
## イ．樹種別・年齢別構成

[滋賀県造林公社]

滋賀県造林公社の樹種構成は、スギ約66%、ヒノキ約25%、マツ約9%であり、全てが8年齢级以上で、約46%が8年齢級、約54%が9年齢級となっている。

[びわ湖造林公社]

びわ湖造林公社の樹種構成は、スギ約67%、ヒノキ約33%であり、ほとんどが8年齢級以下であり、約18%が8年齢級、約39%が7年齢級、約27%が6年齢級、約16%が5年齢級となっている。



## ウ．路網整備の状況

[滋賀県造林公社]

滋賀県造林公社の営林地における路網整備延長（林道等公共車道を含む。）は、平成22年度末現在59,825mであり、1haあたり8.6mとなっている。

[びわ湖造林公社]

びわ湖造林公社の営林地における路網整備延長（林道等公共車道を含む。）は、平成22年度末現在144,353mであり、1haあたり11.6mとなっている。

## エ．分収造林契約の状況

[滋賀県造林公社]

滋賀県造林公社の分収造林契約の契約者数は574人で、このうち個人が約78%と大半を占めている。ただし、契約面積では区が約43%と最も多く、次いで個人が約26%となっている。

契約期間は当初50年間であったが、市場ニーズに対応した付加価値の高い木材生産や伐採時期の分散化による森林の公益的機能の持続的発揮に向けて長伐期化を図るため80年への延長を進め、約82%の契約変更が完了している。

[びわ湖造林公社]

びわ湖造林公社の分収造林契約の契約者数は1,970人で、このうち個人が約89%と大半を占めている。また、契約面積でも個人が約44%と最も多く、次いで区が約28%となっている。

契約期間は当初50年間であったが、市場ニーズに対応した付加価値の高い木材生産や伐採時期の分散化による森林の公益的機能の持続的発揮に向けて長伐期化を図るため80年への延長を進め、約80%の契約変更が完了している。

## (2) 財務の現状

[滋賀県造林公社]

滋賀県造林公社は、分収造林事業において公社林の保育事業等を行うほか、受託事業等を実施しており、平成22年度の事業規模は約2億円となっている。

滋賀県造林公社は、分収造林事業の財源を旧農林漁業金融公庫、滋賀県および淀川下流団

体からの借入金に多く依存しており、長期債務残高は平成21年度末で約391億円となっていたが、特定調停の成立により将来の伐採収益で弁済が見込める額を超える債務の免除を受けたことから、平成22年度末には約67億円に減少した。

平成22年度末長期債務残高	平成21年度末長期債務残高	差 引
6,700,299 千円	39,110,696 千円	32,410,397 千円

#### [びわ湖造林公社]

びわ湖造林公社は、分収造林事業において公社林の保育事業等を行うほか、受託事業等を実施しており、また、特別会計を設け分収育林事業、林業労働力対策事業を実施しており、平成22年度の事業規模は約4億円となっている。

びわ湖造林公社は、分収造林事業の財源を旧農林漁業金融公庫および滋賀県からの借入金に多く依存しており、長期債務残高は平成21年度末で約735億円となっていたが、特定調停の成立により将来の伐採収益で弁済が見込める額を超える債務の免除を受けたことから、平成22年度末には約121億円には減少した。

平成22年度末長期債務残高	平成21年度末長期債務残高	差 引
12,064,788 千円	73,457,000 千円	61,392,212 千円

### (3) 組織の現状

滋賀県造林公社は、定款により、意思決定等の機関として社員総会および理事会を、また、びわ湖造林公社は、寄付行為により、意思決定等の機関として理事会および評議員会をおいている。

両公社の主な事業である分収造林事業は、滋賀県造林公社が昭和40年度に造林を開始し、その後、琵琶湖総合開発の開始に伴い事業資金の借入の仕組みが異なることとなったため、新たに設立されたびわ湖造林公社が引き継いで造林を実施したもので、この造林区分に応じて両公社が分収造林事業地をそれぞれ管理しているが、事務局は一つであり、事務局職員は両公社の併任としている。

事務局職員は、公社採用職員と県派遣職員とで構成しているが、昭和55年度以降は公社の正規職員の採用は行っておらず、事務局職員数は昭和60年度をピークとして減少し、平成23年4月1日現在の常勤職員は、正規職員16人、嘱託職員7人となっている。

### (4) 公社を取り巻く環境

#### ア. 木材需給と価格の動向

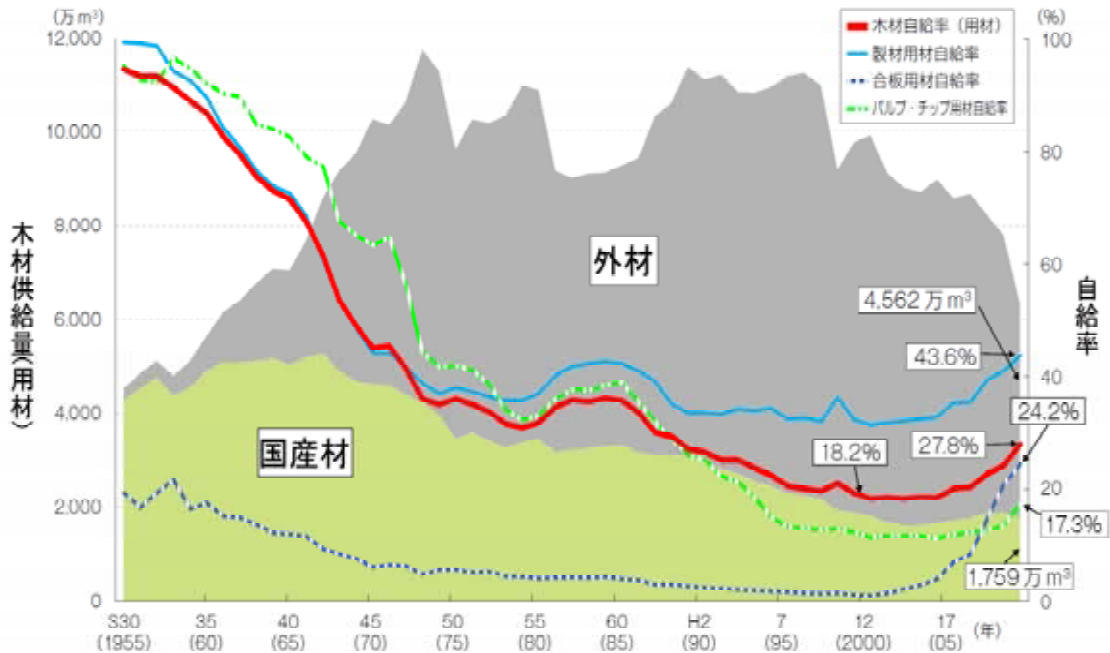
国内の木材需要は減少傾向にあるが、平成22年は住宅着工が前年を上回ったこと等から木材需要量は増加する見込みとされている。木材供給は、外材が増加していたが、近年ロシアの丸太輸出関税引上げの影響等から国産材シェアが増加しており、特に合板用材はスギやカラマツを中心に国産材が急増している。

また、木材価格は昭和55年をピークとして大きく下落している。

なお、滋賀県内の素材生産量は徐々に減少し、平成21年度では約42,000m<sup>3</sup>となっており、全国でも第42位と下位である。

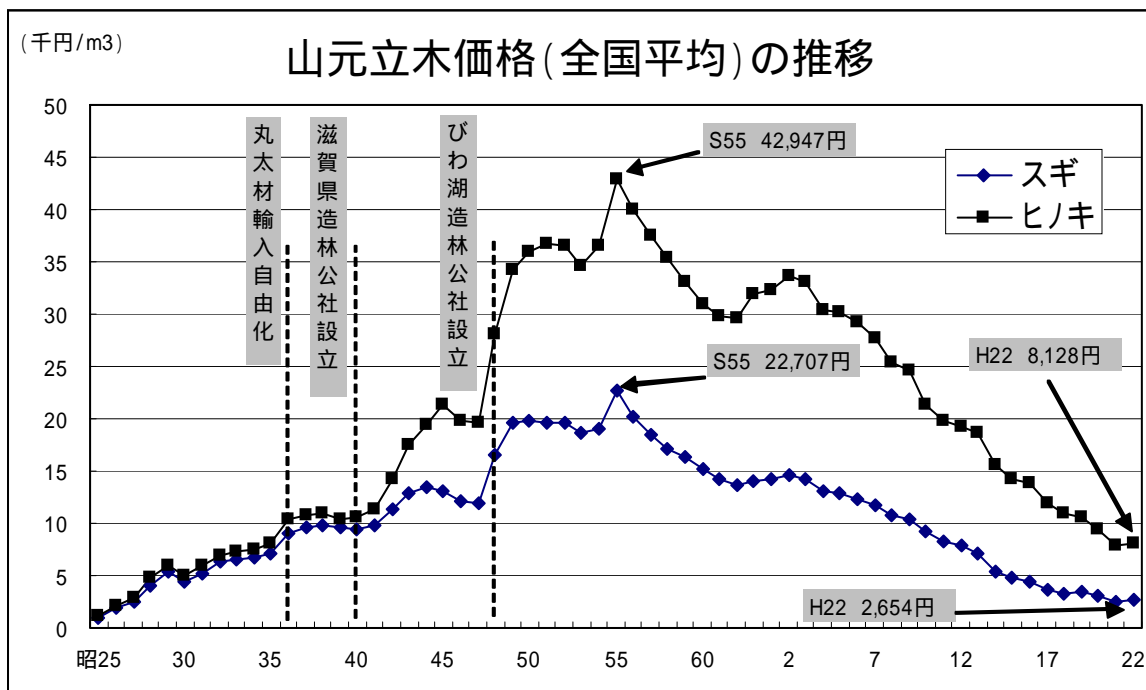
県内の素材生産業者の規模は小さく、機械化が遅れており、製材工場も小規模なものが  
 多い。一方、隣接府県には大規模な製材工場や合板・集成材工場が立地している。

### 我が国の木材供給量と自給率（丸太換算）の推移

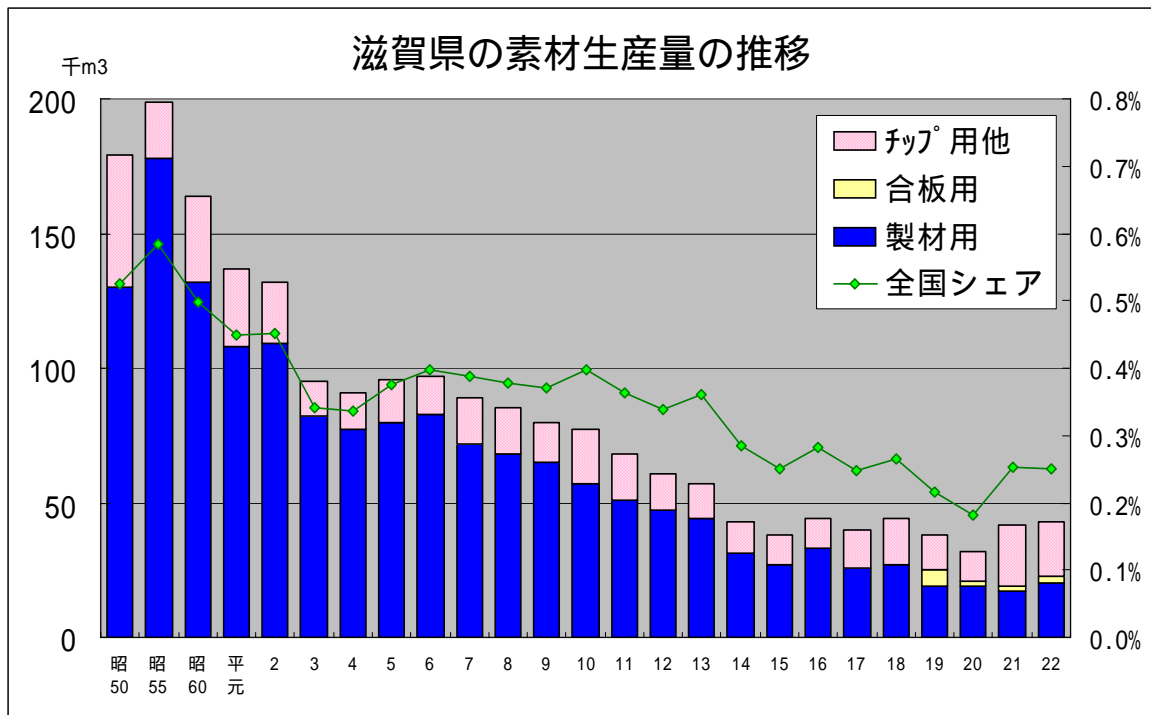


資料：林野庁「木材需給表」

出典：平成22年度森林・林業白書



出典：財団法人日本不動産研究所「山元立木価格調」から事務局作成



出典：農林水産省「木材需給報告書」から事務局作成

## イ．国の森林・林業政策

平成21年12月に「森林・林業再生プラン」が策定され、今後10年間で「木材自給率50%以上」を達成することを目標に、路網の整備、森林施業の集約化、必要な人材の育成等を進めることとされている。

## ウ．森林吸収源対策

温室効果ガス削減対策の一環として、森林吸収源対策等の取り組みが進められている。この一環として、国内の排出削減・吸収プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量の認証やクレジットの発行・管理等の仕組みを定めたカーボン・オフセット・クレジット制度（J-VER）が開始されており、間伐等の森林経営活動や木質バイオマスへの燃料転換等のプロジェクトが認められ、個別のプロジェクトの認証が進んでいる。

## エ．滋賀県の森林・林業政策

滋賀県では、「琵琶湖森林づくり条例」（平成16年滋賀県条例第2号）に基づき、平成17年4月に「琵琶湖森林づくり基本計画」が策定され、平成32年度を目標として、「森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり」および「県民全体で支える森林づくり」を基本方針とし、「環境に配慮した森林づくりの推進」、「県民の協働による森林づくりの推進」、「森林資源の循環利用の促進」および「次代の森林を支える人づくりの推進」の4つの基本施策の下に取り組みが行われている。

## 2. 課題

### (1) 森林の公益的機能の持続的発揮への配慮

滋賀県の人工林の4分の1を占める公社林は、琵琶湖・淀川の水源かん養や地球温暖化防止をはじめとする公益的機能に重要な役割を果たしており、これを持続的に発揮することが求められている。

一方、分収造林事業の開始当時とは異なり、現在では木材価格の下落・低迷等により予想されていたとおりの収益が見込めないこと、分収造林契約終了後に土地所有者による再造林が見込めないこと、獣害等の新たな問題も発生していること、両公社が厳しい財務運営を求められていること、また、造林公社問題検証委員会報告で指摘されたように、さまざまな公益的な目的を持ったことによって本来経営が成り立つことを前提に行われるべき経営判断がされず、経営責任の軽視につながったことを踏まえる必要がある。

このため、土地所有者の理解を得ながら、採算性を前提に効率的な公社林の整備を行い、その中で「琵琶湖森林づくり基本計画」の「環境に配慮した森林づくりの推進」の方向性に沿って、公益的機能の持続的な発揮を図っていくことが必要である。

### (2) 伐採収益の着実な確保と残債務の弁済

特定調停により、健全な経営に向けて関係者から多額の債務免除を受けた両公社としては、残された債務の返済に向け、着実に伐採収益を確保していく必要がある。

このため、「森林林業・再生プラン」に基づく施業の集約化や「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づく森林資源の循環利用の促進の方向性に沿って、今後予定されるまとまった規模の木材生産・販売を戦略的に行い、安定的に収益を確保していくことが重要である。

### (3) 公社運営の改善

公社林の公益的機能の持続的発揮に配慮しつつ、伐採収益を確保するよう適切に事業を推進しその実効性を確保していくためには、健全な公社運営が基本となる。

特に、造林公社問題検証委員会報告で指摘されたように、これまで分収造林事業の推進にあたって、状況の変化に対応した事業や計画の見直しが十分でなかったことを真摯に反省し、事業の進め方、体制、財務運営等を改善する必要がある。

## 3. 経営の理念

課題を踏まえ、経営の理念を次のとおりとする。

も り  
琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり  
- びわ湖の<sup>も り</sup>森林・つくる公社からいかす公社へ -

## 4. 経営の目標

経営の理念に基づき、経営の目標を次の3点とする。

### (1) 公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進

琵琶湖・淀川流域の人々の生活と産業を支える公社林の公益的機能の持続的発揮に配慮しつつ効率的な公社林の整備を図る。

#### ア. 採算性判定に基づく森林区分と不採算林の返還

経営の効率化の観点から、採算の見込めない森林について、その公益的機能の持続的発揮のための対策について関係機関と協議しながら、土地所有者に返還する。

#### イ. 公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備

採算林について、事業地の状況に応じ低コスト化を図り効率的な森林整備を行う。

### (2) 収益性の高い木材の生産と販売の推進

まとまった森林資源の規模を活かし、県内の木材生産の核としての役割を担い、収益性の高い生産と販売を行い着実に収益を確保する。

#### ア. 公益的機能の持続的発揮に配慮した収益性の高い伐採・搬出

公益的機能の持続的発揮に配慮しつつ、事業地の状況等を踏まえ、収益性の高い伐採・搬出を行う。

#### イ. 安定的な木材の生産と販売

まとまった規模の森林資源を有効に活用し、安定的な販路の確保と収益性の向上を考慮した戦略的な販売を行う。

### (3) 健全な公社運営の確保

財務状況、組織体制等の経営基盤の改善を進め、健全な公社運営の確保を図る。

#### ア. 財務状況の改善

分収造林契約の分収割合の変更、森林資源の新たな活用等により財務状況の改善を図る。

#### イ. 組織体制の整備

公益法人制度改革への対応を進めるとともに、合理的・効率的な事務局体制の整備、人材の育成・確保を図る。

#### ウ. 財務運営の改善等

林業公社会計基準への対応、契約方法の改善、森林資源の適切な管理等を図る。

#### エ. 経営の透明性の向上、関係者の理解と参画の促進等

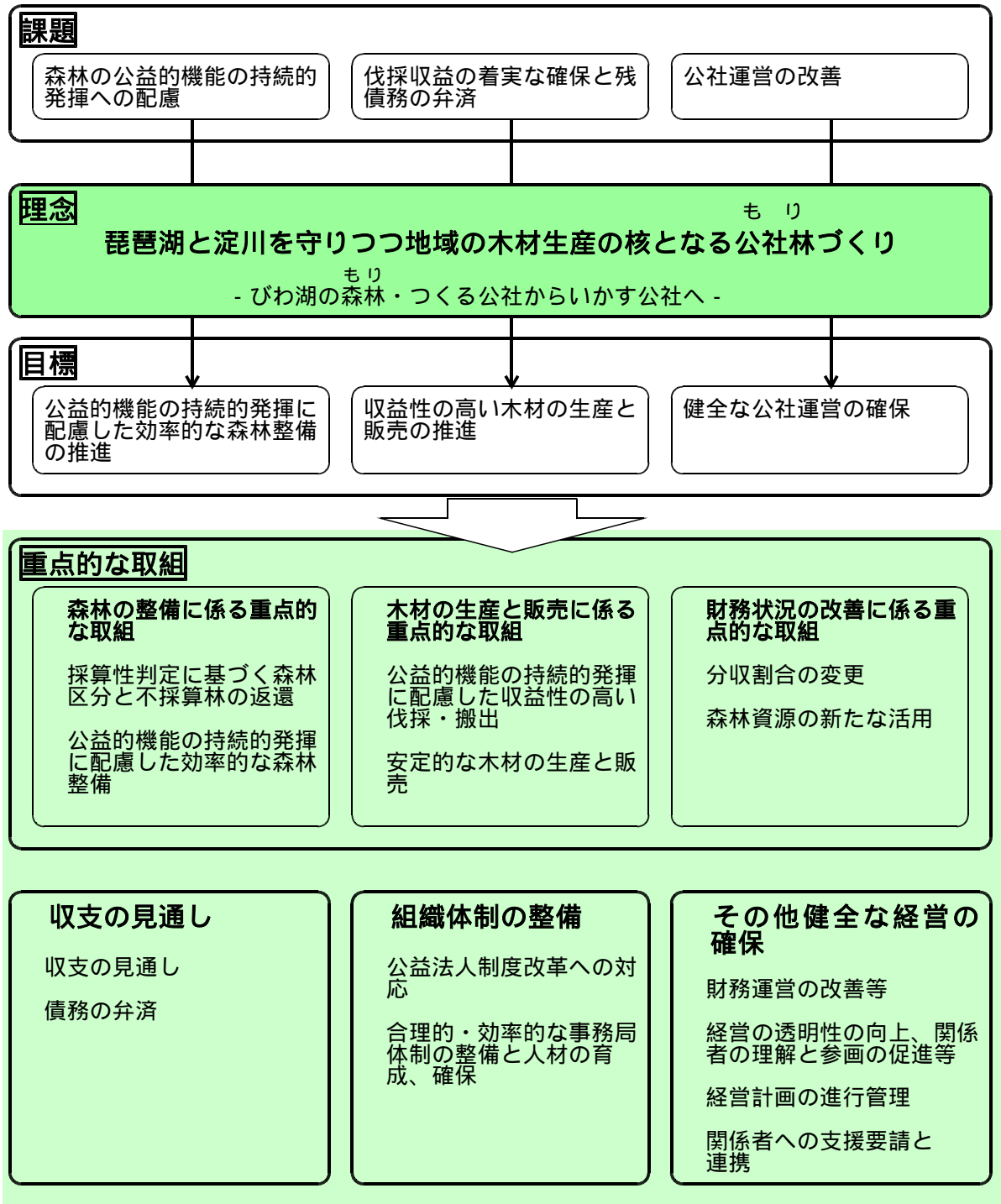
関係者への情報の提供・発信、森林づくり活動への参画の促進等を図る。

#### オ. 経営計画の進行管理

経営計画の目標を達成するため、経営計画に基づく事業の実施状況について自己評価を実施し、PDCA ( Plan, Do, Check, Action ) のサイクルによる不断の改善の取り組みを行う。

カ. 関係者への支援要請と連携

補助金の確保、獣害対策等について滋賀県をはじめ関係機関へ要請するほか、関係機関との連携を強化する。





## 第3章 重点的な取り組み

### 1. 森林の整備に係る重点的な取り組み

#### (1) 採算性判定に基づく森林区分と不採算林の返還

##### ア. 方針

経営の効率化の観点から、分収造林事業地のうち、採算の見込めない森林については、公益的機能の持続的発揮のための対策について関係機関と協議しながら、土地所有者に返還する。

##### イ. 取り組み内容

###### 採算性判定による森林区分

土地所有者の理解を得ながら、各事業地について生育状況や路網整備状況等を精査した上で、採算性を判定し、採算が見込めるため分収造林契約を継続する森林（採算林）と、採算が見込めないため分収造林契約を解約し土地所有者に返還する森林（不採算林）に区分する。

採算林については、公益的機能の持続的発揮に配慮しつつ、効率的な森林整備、収益性の高い伐採を行い、分収の上、分収造林契約終了後に土地所有者に返還する。

また、不採算林については、今後の森林の状況、路網の整備状況の変化に対応するため、明らかに採算が見込まれない森林から契約の解約を行うこととし、今後、繰り返し森林や路網の状況調査等を行い、採算性の判定を定期的実施し、順次不採算林を返還していく。

###### 採算性判定による森林区分の考え方

区分	定義	取り扱い
採算林	採算性のある枝班	契約を継続し、保育基準に従い保育管理を行い、伐採、分収の上、分収造林契約終了後に土地所有者に返還する
非採算林	採算性のない枝班だが、採算林と同じ筆にあること等から契約解約が不適当なもの	採算林とともに契約を継続し、公益的機能発揮のため、間伐等の必要最小限の保育管理を行う
不採算林	採算性のない枝班（非採算林を除く）	契約を解約し、現状のまま土地所有者に返還する
被災林	積雪や台風等の気象災害や獣害等により植栽木が枯損し広葉樹林化等した枝班	原則として不採算林と同様に取り扱う ただし採算林と同じ筆にある等により契約解約が不適当な場合は、契約を継続するが保育管理は行わない

枝班とは、会社の事業地を樹種、林齢等に基づいて細分した森林区画の最小単位。1枝班は約2ha。滋賀県造林公社は3,216、びわ湖造林公社は7,023の枝班がある。

###### 不採算林の返還と公益的機能の発揮への対応

不採算林については、返還後も森林の公益的機能の持続的発揮を図るため、林地が保全され土地所有者の管理コストがかからない森林（針広混交林等）をめざすこととし、森林の状況や土地所有者の意向を踏まえ、必要に応じて造林事業の実施、環境林整備事

業による強度間伐の実施、保安林の指定等の対策が講じられるよう滋賀県等関係機関と協議・調整を行う。また、企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）やカーボン・オフセット・クレジット制度（J-VER）等の取り組みによる支援を検討する。

### 採算性判定に基づく森林区分の試算

（面積：ha、（ ）は割合：％）

区 分		滋賀県造林公社	びわ湖造林公社	合 計
契 約	採算林	2,503.24 (35.9)	5,047.54 (40.6)	7,550.78 (38.9)
	非採算林	721.45 (10.3)	1,204.25 (9.7)	1,925.70 (9.9)
継 続	被災林	767.00 (11.0)	175.01 (1.4)	942.01 (4.9)
	計	3,991.69 (57.2)	6,426.80 (51.7)	10,418.49 (53.7)
解 約	不採算林	2,264.72 (32.4)	5,134.54 (41.4)	7,399.26 (38.2)
	被災林	724.69 (10.4)	854.74 (6.9)	1,579.43 (8.1)
	計	2,989.41 (42.8)	5,989.28 (48.3)	8,978.69 (46.3)
合 計		6,981.10 (100)	12,416.08 (100)	19,397.18 (100)

分収育林事業地を含まない。  
平成18年度末面積で試算した数値。

### ウ．基本指標

項 目	現状(22年度末)	目標(最終年度まで)	備 考
採算性判定による森林区分	なし	中期経営改善計画の策定（5年ごと）を目標に繰り返し実施	第1回を平成23年度に実施

## （2）公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備

### ア．方針

採算林について、事業地の状況に応じ低コスト化を図り効率的な森林整備を行う。

### イ．取り組み内容

#### 長伐期化の推進

長伐期化を進めるため、分収造林契約期間を50年から80年へ延長することについて引き続き契約の変更を進める。

#### 保育施業基準の見直しと効率的な森林整備

採算性に基づく森林区分に応じ、森林整備の重点化等を図るため、保育施業基準を見直し、効率的な森林整備を行う。

なお、間伐にあたっては、経営の改善に資するため、利用間伐を積極的に推進する。

#### 路網整備の推進

保育を効率的に行うため、森林の現況等を踏まえ、将来の伐採手法を踏まえた路網のあり方も考慮しつつ、補助金、交付金等の活用、市町および森林組合等との連携によりコストダウンを図りながら路網整備を推進する。

### 保育施業基準の見直し

	現状(平成9年度以降)	見直し後	
		採算林	非採算林
目的	木材生産 水源かん養機能等の保全	木材生産 水源かん養機能等の保全	水源かん養機能等の森林の公益的機能の発揮
生産目標	径級16cm以上の丸太生産	径級14~30cmの丸太生産	最終本数を700~900本/haとし、針広混交林等に誘導する
伐期	40~80年生	51~80年生	-
伐採方法	群状小面積皆伐(5ha程度)(再造林は行わない)	一伐区を30年間で4回(概ね10年間隔で伐採を行うことを原則とし、伐採後は、天然下種更新により広葉樹林化等をめざす)	-
伐期本数	♂ 500~1,150本/ha ♂ 550~1,250本/ha	♂ 1,100本/ha ♂ 1,450本/ha	-
伐期材積	♂ 320~510m <sup>3</sup> /ha ♂ 240~390m <sup>3</sup> /ha	♂ 450~550m <sup>3</sup> /ha ♂ 300~350m <sup>3</sup> /ha	-
除伐	16、25年生 2回(枝打と同時に実施)	16、25年生、40年生までの必要箇所 2回~3回	-
間伐	25、35年生(45、55年生)(短伐期は2回、長伐期は3~4回実施)	25、35年生、40年生までの必要箇所 2回~3回	25、51年生 2回
枝打	16、25年生、4mまで2回(除伐と同時に実施)	16、25年生、40年生までの必要箇所、2回~3回	-
病虫害獣防除	必要箇所	必要箇所	必要箇所

### ウ. 基本指標

#### 保育施業

[滋賀県造林公社]

項目	現状(H22年度末)	目標(H34年度末)	備考
間伐 (ha)	3,020	3,739	
枝打 (ha)	7,147	7,203	
病虫害獣防除 (ha)	2,325	3,006	

[びわ湖造林公社]

項目	現状(H22年度末)	目標(H51年度末)	備考
除伐 (ha)	14,953	16,618	
間伐 (ha)	6,602	11,675	
枝打 (ha)	10,765	13,028	
病虫害獣防除 (ha)	6,995	9,484	

#### 利用間伐

[滋賀県造林公社]

項目	現状(H22年度末)	目標(H23年度末)	備考
面積 (ha)	81	97	
材積 (m <sup>3</sup> )	3,416	4,216	

[びわ湖造林公社]

項目	現状(H22年度末)	目標(H40年度末)	備考
面積 (ha)	5 2	8 3 4	
材積 (m3)	1 , 4 2 6	4 0 , 7 0 6	

**路網整備**

[滋賀県造林公社]

項目	現状(H22年度末)	目標(H24年度末)	備考
路網延長 (m)	4 0 , 9 2 5	4 5 , 0 2 5	
作業道延長 (m)	3 3 , 1 6 1	3 7 , 2 6 1	
作業道延長 (m)	7 , 7 6 4	7 , 7 6 4	
路網密度 (m/ha)	5 . 9	6 . 5	

[びわ湖造林公社]

項目	現状(H22年度末)	目標(H35年度末)	備考
路網延長 (m)	1 0 4 , 1 5 3	1 2 0 , 1 5 3	
作業道延長 (m)	6 0 , 6 5 0	7 6 , 6 5 0	
作業道延長 (m)	4 3 , 5 0 3	4 3 , 5 0 3	
路網密度 (m/ha)	8 . 4	9 . 7	

路網は、主に保育のために整備するもののみを挙げており、伐採・搬出のため別途整備するものは含まない。公社の作業道は、作業道（幅員が0.6mの歩道）、作業道（幅員が1.8m～2.5mの作業道）、作業道（幅員が2.5m～3.0mの林道規定に基づく自動車道3級の道路構造に準じた作業道）に区分している。路網延長は、作業道と作業道の計で、作業道および林道等公共車道は含まない。路網密度は、路網延長を平成22年度末の森林管理面積（滋賀県造林公社:6,976ha びわ湖造林公社:12,410ha）で除したものの。

**(3) 分収育林事業地における森林整備 [びわ湖造林公社]**

採算林の保育基準に準じて、適切な保育管理を行う。

費用負担者（緑のオーナー）に対する見学会の開催等により、森林保全活動への参画を進める。

**分収育林事業地**

名称	所在地	面積 (ha)	契約口数(口)	契約者数(人)	契約満了年度
長寿の森	多賀町	4.62	5 5	4 9	H 2 2(満了)
朽木こだまの森	高島市	4.87	5 3	4 9	H 2 4
第2 朽木こだまの森	高島市	5.43	5 2	4 8	H 2 4
石堂の森	甲賀市	5.00	5 5	4 8	H 2 6
あいの森	甲賀市	3.12	4 0	3 1	H 2 7
大河原の森	甲賀市	4.14	5 0	4 8	H 2 7
永源寺溪流の森	東近江市	4.15	4 8	4 1	H 3 4
岩尾の森	甲賀市	4.10	4 9	3 5	H 3 5
古陶の森	甲賀市	10.99	1 1 7	9 4	H 3 6
奥伊吹清流の森	米原市	5.70	6 4	4 8	H 3 8
比良緑風の森	大津市	4.00	5 0	4 1	H 3 8
合計	11力所	56.12	6 3 3	5 3 2	

## 2. 木材の生産と販売に係る重点的な取り組み

### (1) 公益的機能の持続的発揮に配慮した収益性の高い伐採・搬出

#### ア. 方針

採算林について、11 齢級（51 年生）以降において伐採を行う。伐採にあたっては、伐採による公益的機能への影響を軽減するため、一度の伐採率を概ね 25% 程度とし、事業地ごとに 11 齢級、13 齢級、15 齢級、16 齢級の 4 回に分けて 10 年間隔で伐採を行うことを原則とする。

伐採後は、天然下種更新により広葉樹林化等をめざすことを基本とし、収益性と森林の公益的機能の持続的発揮に配慮した適切な伐採・搬出方法を選択し採用する。

天然下種更新については、その進捗状況を検証し、その結果等を踏まえ、その後の伐採方法や伐採後の植栽等更新のあり方について検討する。

また、滋賀県等の関係機関に対し、獣害対策等について協力を要請する。

#### イ. 取り組み内容

##### 適切な伐採・搬出方法の選択

事業地の地形、造林木、前生稚樹、下層植生、獣害等の状況に応じて、森林形態の確保に努める等公益的機能の持続的発揮に十分配慮の上、土地所有者の意向も踏まえ、国および県の補助制度を最大限に活用し、列状、定性等の伐採手法と、架線、路網、高性能林業機械等の搬出技術を組み合わせた、適切かつ効率的な伐採・搬出方法を選択する。

特に、伐採・搬出経費の軽減や公益的機能の発揮に配慮したさまざまな伐採方法が可能となるよう、路網と車両による作業システムが適切と見込まれる場合は、これを積極的に導入する。

##### 伐採後の公益的機能の持続的発揮に向けた対応

伐採後における天然下種更新について、その進捗状況を検証し、その結果等を踏まえ、伐採方法や伐採後の植栽等更新のあり方について検討を行い、必要に応じてその後の伐採方法の見直しや植栽等の対策を行う。

このため、滋賀県造林公社の平成 27 年度の伐採開始までに、両公社の間伐の実施地等において更新状況に係るモニタリング調査を実施するほか、伐採後の事業地についてもモニタリング調査を実施するとともに、関係機関における調査研究の成果等を踏まえ、よりよい伐採方法や更新手法について研究・試行等を行う。

また、滋賀県等の関係機関に対し、獣害対策、天然下種更新に関するモニタリング調査への協力、植栽等が必要な場合についての支援を要請する。

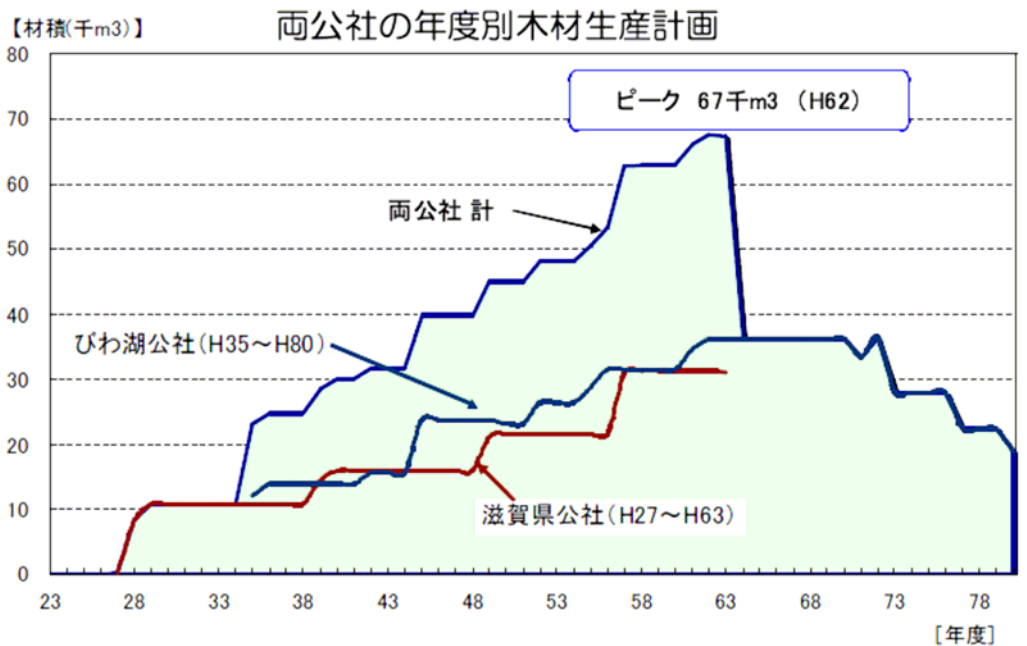
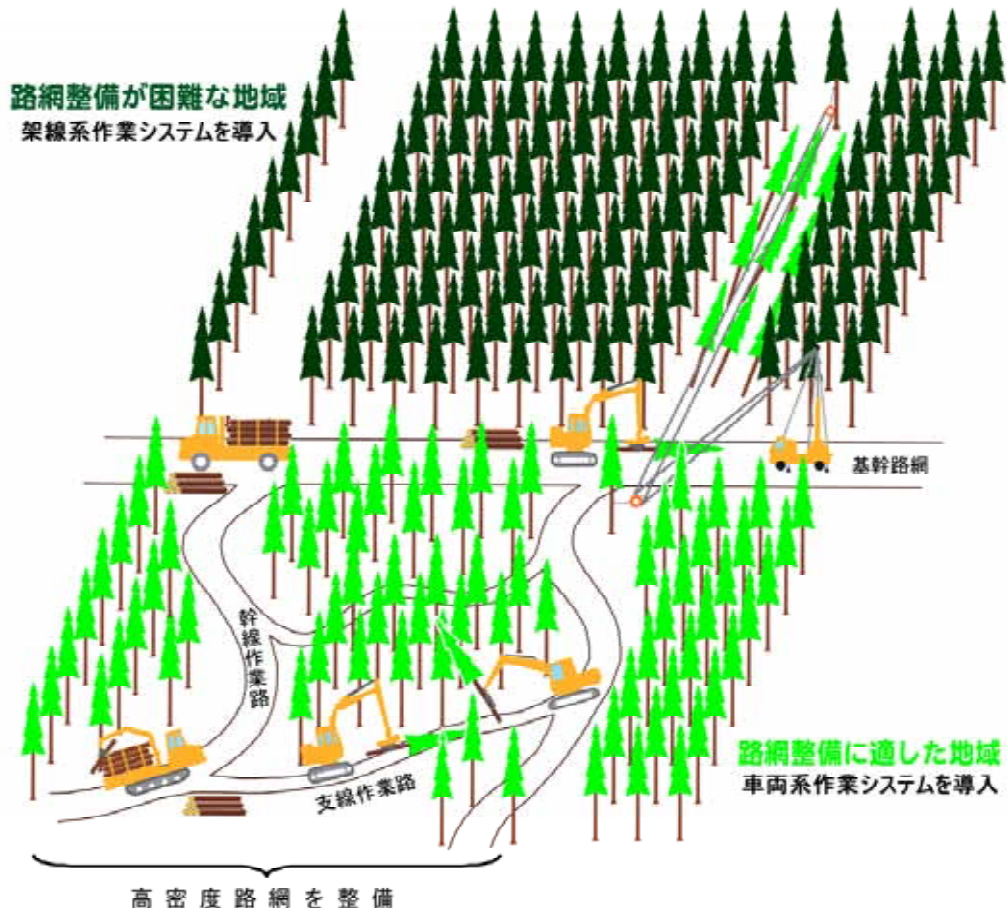
#### ウ. 基本指標

[滋賀県造林公社]

項目	現状(H22年度末)	目標(H63年度末)	備考
伐採面積 (ha)	-	2,503	
木材生産量 (m3)	-	668,160	

項目		現状(H22年度末)	目標(H80年度末)	備考
伐採面積	(ha)	-	5,047	
木材生産量	(m3)	-	1,202,574	

伐採・搬出のイメージ



## (2) 分収育林事業地における木材生産 [びわ湖造林公社]

### ア. 方針

分収育林契約に従い、伐採および収益の分収を行う。

伐採にあたっては、公益的機能の発揮に配慮し、土地所有者の同意を得て土地所有者の持分の造林木を林地に残す材積分収方式を基本とし、伐採方法は定性伐採（抜き伐り）を基本とする。

### イ. 基本指標

項目	現状(H22年度末)	目標(H38年度末)	備考
伐採事業地数 (箇所)	1	11	
伐採面積 (ha)	4.62	56.12	
木材生産量 (m3)	929	6,458	

木材生産量は、土地所有者との合意の上で材積分収を行うことを前提に算出

## (3) 木材の安定的な生産と販売

### ア. 方針

平成27年度から滋賀県造林公社が伐採を開始することとしており、さらにびわ湖造林公社が伐採開始を予定する平成35年度以降、まとまった規模の木材を計画的に生産することになるという両公社の特性を活かし、それまでの販売や利用間伐の販売を通じて、販売ノウハウの蓄積に努めるとともに、必要な体制等を整え、積極的な営業活動を行い、高い収益を確保するため戦略的な販売を行う。

### イ. 取り組み内容

#### 販路の開拓

特に滋賀県造林公社が伐採を開始する平成27年度までに、重点的に伐採計画について原木市場や合板・集成材工場等に積極的な情報提供を行うほか、木材需要を的確に把握し販路開拓を進める。

#### 収益性の高い販売方法の選択

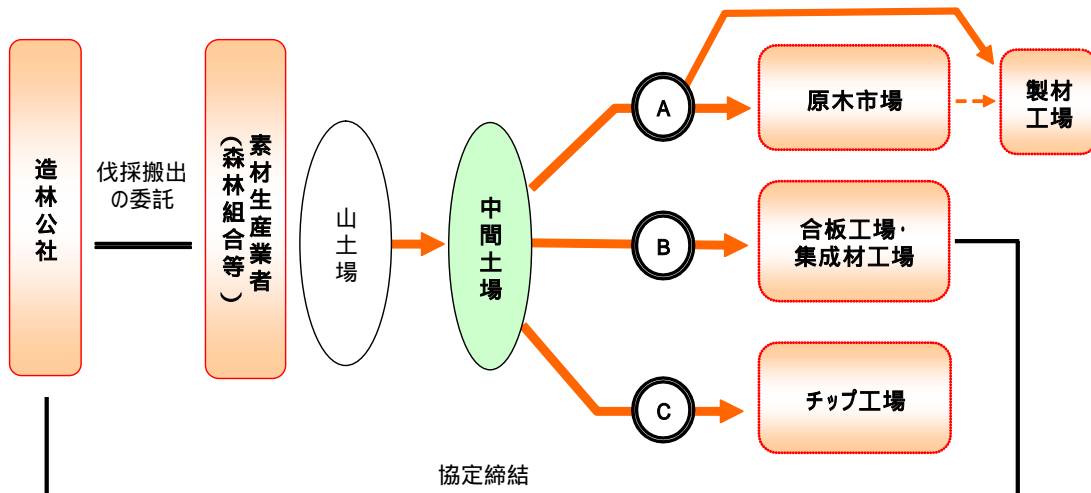
生産方法も考慮しつつ、木材の規格・品質、販売時期、運搬経費等の物流コスト、市場手数料等の商流コスト、補助金、事務負担等を総合的に勘案し、高い収益を確保することができる方法により販売を行う。

このため、滋賀県における木材の流通体制の整備の状況を踏まえつつ、仕分けに基づく市場販売をはじめ、安定的な販売先確保と有利な価格設定のための合板・集成材工場等との協定締結による販売、伐採・搬出と木材販売を合わせて素材生産業者と契約する複合契約、原木市場等への販売の委託等のさまざまな販売方法を状況に応じて選択し採用する。

## 販売方法の例

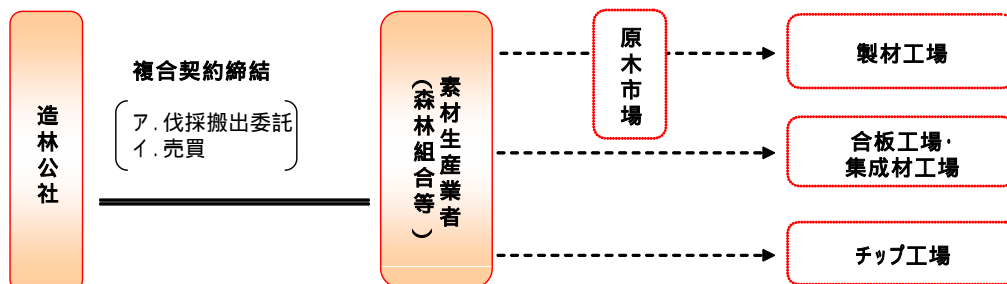
### 【販売方法例】適切な仕分けにより、需要に基づく規格・品質の木材を販売

中間土場で適切な仕分けを行い、需要に基づく規格・品質の木材の販売を行う。  
 中間土場の確保や仕分け等については原木市場や森林組合等との連携も検討。  
 A材が少なくB材（C材）が多く見込まれる事業地から生産される木材は、コスト削減のため必要最低限の仕分けのみでB材として合板・集成材工場に直送することも検討。  
 合板・集成材工場とは安定供給に関する協定を締結することも検討。



### 【販売方法例】複合契約（ア．伐採搬出委託、イ．売買）により販売

立木を伐採搬出する委託契約と、伐採した木材の売買契約を合わせた複合契約を同一の素材生産業者と締結。  
 複数年契約や複数事業地を一括契約することも検討。



### 販売体制等の整備

木材市況を把握し、それに応じた造材や仕分けまたはその指示をする職員、および営業を専任で行う職員について、民間事業者での職員の研修や民間人材の活用等により、その育成・確保を図る。

また、木材の仕分け、ストック（貯留）、運搬等のために必要な中間土場の確保について、原木市場や森林組合等との連携も図りつつ、検討を進める。

さらに、伐採を行う素材生産業者の人員や高性能林業機械等の基盤整備を促進するため、両公社の伐採計画等の情報を素材生産業者に対し積極的に提供する。



## ウ．基本指標

[滋賀県造林公社]

項 目	現状(H22年度末)	目標(H63年度末)	備 考
伐採収入 (百万円)	-	2,607	

[びわ湖造林公社]

項 目	現状(H22年度末)	目標(H80年度末)	備 考
伐採収入 (百万円)	-	4,149	

## 3．財務状況の改善に係る重点的な取り組み

### (1) 分収造林契約の変更・解約

#### ア．方針

木材価格の下落、事業費の増高等のため、分収造林により当初想定していた収益を得ることが困難となっており、公社の投下経費の回収も困難な状態になっている。

このため、採算林については、分収造林契約に基づく分収割合について、土地所有者の理解を得ながら、土地所有者40%：造林公社60%から、土地所有者10%：造林公社90%へ変更するため、契約変更を進める。

また、不採算林については、分収造林契約の解約を進める。

併せて、長伐期化に向けた50年から80年への期間延長のための契約変更を引き続き進める。

#### イ．取り組み内容

地域協力員の設置、地域説明会の開催等により、分収造林契約の変更・解約についての土地所有者との協議を推進する。

土地所有者との協議にあたっては、造林公社の経営の状況や契約変更の必要性等について十分に説明し、その理解を得るように努めるほか、継続的に情報の提供を行っていく。

## ウ．基本指標

[滋賀県造林公社]

項 目	現状(H22年度末)	目標(H25年度末)	備 考
分収割合の変更に係る分収造林契約の変更率(%)	-	100	
不採算林に係る分収造林契約の解約率(%)	-	100	
契約期間の延長に係る分収造林契約の変更率(%)	82	100	

[びわ湖造林公社]

項目	現状(H22年度末)	目標(H25年度末)	備考
分収割合の変更に係る分収造林契約の変更率(%)	-	100	
不採算林に係る分収造林契約の解約率(%)	-	100	
契約期間の延長に係る分収造林契約の変更率(%)	80	100	

(2) 森林資源の新たな活用

ア. 方針

近年、健全で持続可能な森林経営、環境保全への配慮、さらに地球温暖化対策への貢献や市民による森林管理への意識向上と参加促進等のため、また、木材価値の向上や新たな収益の確保のため、企業の森(琵琶湖森林づくりパートナー協定)、カーボン・オフセット・クレジット制度(J-VER)、森林認証等さまざまな取り組みが行われている。

森林整備について企業等から資金の導入を図るとともに、木材の販路を確保する取り組みの一環として、また、琵琶湖・淀川の水源林等としての役割について広く理解を得るため、採算性や事務負担を考慮しながら、これらの取り組みを進める。

また、再生可能エネルギーへの転換の動きも踏まえ、燃料としての木質バイオマスの利用をはじめ、森林資源の新たな活用策について、関係機関と連携して検討する。

イ. 取り組み内容

企業の森(琵琶湖森林づくりパートナー協定)の導入

琵琶湖・淀川の水源林という公社林の特性を活かしつつ、企業等から間伐等の保育事業に対する資金の提供と森林整備への参加を図るため、企業の森(琵琶湖森林づくりパートナー協定)について導入を進める。

導入にあたっては、付加価値を高めるため滋賀県森林CO<sub>2</sub>吸収認証制度およびカーボン・オフセット・クレジット制度(J-VER)と組み合わせた導入も検討する。



## 滋賀県森林CO<sub>2</sub>吸収認証制度、カーボン・オフセット・クレジット制度（J-VER）の導入

企業等から間伐等に対する資金の導入と、これまでの水源林としてのみならず地球温暖化対策に係る公益的機能についての理解を促進するため、滋賀県森林CO<sub>2</sub>吸収認証制度、カーボン・オフセット・クレジット制度（J-VER）の導入の検討を進める。特に、カーボン・オフセット・クレジット制度（J-VER）については、認証や維持等に係る関係機関による審査に必要な経費や事務を勘案しながら、導入を検討する。

また、契約を解約する不採算林について、所有者の意向を踏まえ、こうした取り組みによる森林整備のための資金導入に向けた関係機関との協議・調整について支援を行う。

### 森林認証の導入検討

森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関して森林を認証する森林認証制度について、住宅メーカー等が認証を受けた森林から生産される木材を優先して調達する動きがあること等から、関係機関による審査を経るために必要な経費や事務を勘案しながら、その導入を検討する。

## ウ．基本指標

項目	現状(H22年度末)	目標(H35年度末)	備考
企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）の導入（件）	-	5	両公社で連携して実施する目標件数
滋賀県森林CO <sub>2</sub> 吸収認証、カーボン・オフセット・クレジット制度（J-VER）の導入（件）	-	1	検討の結果、導入する場合の両公社で連携して実施する目標件数
森林認証の導入（件）	-	1	同上

## 第4章 収支の見通し

### 1. 収支の見通し

経営期間中の収支の見通しは、次のとおりである。

[滋賀県造林公社]

単位:百万円

年度	伐採面積 (ha)	材積 (千m3)	収入							支出					償還 財源	
			伐採 収入	間伐材 販売 収入	造林 補助金 (非皆伐 施業等)	造林 補助金 (保育 等)	管理 運営費 補助等	その他 収入	合計	造林 事業費	付帯 事業費	管理費	分収 交付金 等	その他 支出		合計
23				4		29	84	34	151	34	19	64		33	151	
24						16	138	11	165		34	120		11	165	
25						10	56	11	77		23	43		11	77	
26						10	49	11	70		23	37		11	70	
27	2	0.4	0.11		6	52	41	11	109	47	24	21	0.02	11	104	6
28	42	8.3	27		108	52	72	11	270	47	24	53	4	11	139	131
29	55	10.9	27		142	52	47	11	279	47	24	27	4	11	114	165
30	55	10.9	24		142	52	74	11	303	47	24	55	4	11	141	163
31	55	10.9	20		142	52	43	11	268	47	24	24	3	11	109	159
32	55	10.9	19		142	52	43	11	267	47	24	24	3	11	109	158
33	55	10.9	20		142	52	43	11	267	47	24	24	3	11	109	159
34	55	10.9	20		142	39	36	11	248	44	8	23	3	11	89	159
35	55	10.9	21		142		30	11	203		7	23	3	11	44	160
36	55	10.9	21		142		30	11	204		7	23	3	11	44	160
37	55	10.9	23		142		23	11	198		7	16	3	11	37	161
38	55	10.9	27		142		22	11	202		7	16	4	11	37	165
39	65	14.5	59		234		26	11	328		6	19	9	11	45	284
40	65	16.0	78		297		25	11	410		6	19	11	11	47	363
41	65	16.0	72		297		19	11	397		6	12	10	11	40	358
42	65	16.0	67		297		18	11	392		6	12	10	11	39	354
43	65	16.0	65		297		18	11	391		6	12	9	11	38	352
44	65	16.0	69		297		18	11	394		6	12	10	11	39	355
45	65	16.0	69		297		18	11	394		6	12	10	11	38	355
46	65	16.0	69		297		18	11	394		5	12	10	11	38	356
47	65	16.0	73		297		18	11	397		5	12	11	11	39	359
48	65	16.0	77		297		17	11	401		5	12	11	11	39	362
49	70	21.2	99		35		17	11	162		5	12	14	11	42	120
50	70	21.7	94				17	11	122		5	12	14	11	41	81
51	70	21.7	86				16	11	113		5	11	12	11	40	74
52	70	21.7	83				16	11	110		5	11	12	11	39	71
53	70	21.7	86				16	11	113		4	11	12	11	39	74
54	70	21.7	87				16	11	114		4	11	13	11	39	74
55	70	21.7	87				15	11	112		4	11	13	11	38	74
56	70	21.7	91				15	11	116		4	11	13	11	39	77
57	100	31.1	143				13	11	166		4	9	21	11	44	122
58	100	31.4	146				13	11	170		4	9	21	11	45	125
59	100	31.4	128				13	11	151		3	9	19	11	42	109
60	100	31.4	128				12	11	151		3	9	19	11	42	109
61	100	31.4	129				12	11	152		3	9	19	11	41	110
62	100	31.4	128				12	11	150		3	9	19	11	41	109
63	99	31.2	146				11	11	168		3	8	21	11	43	125
<b>計</b>	<b>2,503</b>	<b>668.2</b>	<b>2,607</b>	<b>4</b>	<b>4,471</b>	<b>468</b>	<b>1,240</b>	<b>462</b>	<b>9,252</b>	<b>410</b>	<b>419</b>	<b>880</b>	<b>378</b>	<b>465</b>	<b>2,552</b>	<b>6,700</b>

端数処理に伴い、各年度の合計と計欄があわない場合がある。

[びわ湖造林公社]

単位:百万円

年度	伐採面積 (ha)	材積 (千m3)	収入							支出					償還財源	分収育林						
			伐採収入	間伐材販売収入	造林補助金(非首伐施業等)	造林補助金(保育等)	管理運営費補助等	その他収入	合計	造林事業費	付帯事業費	管理費	分収交付金等	その他支出		合計	伐採面積 (ha)	材積 (m3)	分収育林事業収入	分収育林事業支出	分収育林償還財源	
23				2		86	192	121	402	127	18	175		80	402		23	15	3,141	35	32	4
24				12		86	205	45	347	114	18	186		29	347		24					
25				12		96	150	29	287	125	18	115		29	287		25	5	511	6	5	1
26				12		96	116	29	252	125	18	80		29	252		26					
27				12		96	151	29	287	125	18	115		29	287		27	7	611	8	7	1
28				12		96	140	29	276	125	18	104		29	276		28					
29				12		91	134	29	265	117	18	101		29	265		29					
30				12		80	101	56	249	104	18	98		29	249		30					
31				12		53	120	29	213	74	16	94		29	213		31					
32				12		64	95	28	199	74	33	64		29	199		32					
33				12		62	95	28	197	72	32	64		29	197		33	4	307	5	5	1
34				12		61	87	28	188	72	30	57		29	188		34					
35	70	12.2	13	12	168	90	91	28	402	105	31	56	2	29	223	179	35	15	1,115	18	16	3
36	80	14.0	9	12	192	88	87	28	417	105	26	55	1	28	217	200	36					
37	80	14.0	12	12	192	88	87	28	419	105	26	56	2	28	217	202	37	10	773	9	8	1
38	80	14.0	15	12	192	88	87	28	422	105	26	55	2	28	217	205	38					
39	80	14.0	16	12	192	88	87	28	423	105	26	55	2	28	217	206	39					
40	80	14.0	15	10	192	85	59	56	417	100	26	55	2	28	212	205	40					
41	80	14.0	11		192	40	65	28	337	33	24	49	2	28	135	202	41					
42	90	15.7	29		216	40	65	28	379	33	23	49	4	28	138	241	42					
43	90	15.7	29		216	40	65	28	379	33	23	49	4	28	138	241	43					
44	90	15.7	28		216	40	65	28	377	33	23	49	4	28	137	240	44					
45	120	23.8	71		404	40	62	28	606	33	23	46	10	28	141	465	45					
46	120	23.8	84		404	40	62	28	618	33	23	46	12	28	142	476	46					
47	120	23.8	72		404	40	62	28	607	33	23	46	10	28	141	466	47					
48	120	23.8	66		404	40	62	28	600	33	23	46	10	28	139	461	48					
49	120	23.8	65		404	39	61	28	598	33	23	46	9	28	138	460	49					
50	120	23.3	61		385	39	34	56	576	33	22	46	9	28	138	438	50					
51	120	23.2	42		381	29	55	28	535	33	7	45	6	28	118	417	51					
52	120	26.5	96		521		46	28	691		6	41	14	28	88	603	52					
53	120	26.5	112		521		46	28	706		6	40	16	28	90	616	53					
54	120	26.5	118		521		45	28	712		5	40	17	28	91	622	54					
55	120	28.8	120		347		45	28	540		5	40	17	28	91	450	55					
56	130	31.6	140		347		45	28	560		5	40	20	28	93	467	56					
57	130	31.6	144		347		44	28	564		5	40	21	28	94	470	57					
58	130	31.6	119		347		44	28	539		5	40	17	28	90	449	58					
59	130	31.6	122		347		44	28	542		5	40	18	28	90	452	59					
60	130	31.6	108		347		16	56	527		5	40	16	28	88	439	60					
61	130	34.7	121		103		44	28	296		4	39	18	28	90	207	61					
62	130	36.1	124				43	28	195		4	39	18	28	89	106	62					
63	130	36.1	149				43	28	220		4	39	22	28	93	128	63					
64	130	36.2	141				48	28	218		4	45	20	28	97	121	64					
65	130	36.2	144				48	28	220		4	45	21	28	97	123	65					
66	130	36.2	157				49	28	233		3	45	23	28	99	134	66					
67	130	36.2	152				48	28	228		3	45	22	28	98	130	67					
68	130	36.2	132				48	28	207		3	44	19	28	95	112	68					
69	130	36.2	135				48	28	210		3	44	20	28	95	115	69					
70	130	36.2	116				20	55	191		3	44	17	28	92	99	70					
71	120	33.5	119				48	28	194		3	44	17	28	92	102	71					
72	130	36.4	125				47	28	200		2	44	18	28	93	107	72					
73	100	28.0	130				47	28	204		2	44	19	28	94	111	73					
74	100	28.0	117				47	28	191		2	44	17	28	91	100	74					
75	100	28.0	124				47	28	198		2	44	18	28	92	106	75					
76	100	28.0	145				47	28	219		2	44	21	28	95	124	76					
77	80	22.4	91				46	28	165		2	44	13	28	87	78	77					
78	80	22.4	79				46	28	153		2	44	11	28	85	68	78					
79	80	22.4	84				46	28	158		1	44	12	28	86	72	79					
80	68	18.9	49				40	37	125		1	47	7	28	83	42	80					
<b>計</b>	<b>5,048</b>	<b>1,202.6</b>	<b>4,149</b>	<b>196</b>	<b>8,507</b>	<b>1,921</b>	<b>4,019</b>	<b>1,892</b>	<b>20,685</b>	<b>2,245</b>	<b>756</b>	<b>3,333</b>	<b>602</b>	<b>1,694</b>	<b>8,630</b>	<b>12,054</b>	<b>計</b>	<b>56</b>	<b>6,458</b>	<b>82</b>	<b>72</b>	<b>10</b>

端数処理に伴い、各年度の合計と計欄があわない場合がある。

分収育林の平成23年度分には、整理の都合上平成22年度に実施した「長寿の森」に係る数値を含めて計上

## 2. 長期借入債務の弁済

滋賀県（および兵庫県[滋賀県造林公社]）に対する長期借入債務については、平成23年3月30日に成立した特定調停の調停条項に従い、伐採に基づく収益が生じたときに弁済していく。

### 長期債務の弁済計画

[滋賀県造林公社]		(単位：百万円)	
年度	分収造林事業		計
	滋賀県	兵庫県	
	97.137112%	2.862888%	
23			
24			
25			
26			
27	5.5	0.2	5.6
28	127.2	3.8	131.0
29	160.8	4.7	165.5
30	158.2	4.7	162.8
31	154.8	4.6	159.4
32	153.7	4.5	158.3
33	154.2	4.5	158.7
34	154.6	4.6	159.1
35	155.0	4.6	159.6
36	155.4	4.6	160.0
37	156.8	4.6	161.4
38	160.6	4.7	165.3
39	275.6	8.1	283.8
40	352.7	10.4	363.1
41	347.6	10.2	357.8
42	343.6	10.1	353.8
43	342.3	10.1	352.4
44	345.2	10.2	355.4
45	345.3	10.2	355.5
46	345.5	10.2	355.7
47	348.4	10.3	358.6
48	352.0	10.4	362.4
49	116.5	3.4	119.9
50	78.4	2.3	80.7
51	71.5	2.1	73.6
52	69.1	2.0	71.1
53	71.6	2.1	73.7
54	72.3	2.1	74.4
55	71.9	2.1	74.0
56	75.2	2.2	77.4
57	118.5	3.5	122.0
58	121.4	3.6	125.0
59	106.2	3.1	109.3
60	106.1	3.1	109.2
61	107.1	3.2	110.3
62	106.2	3.1	109.3
63	121.6	3.6	125.2
合計	6,508.5	191.8	6,700.3

四捨五入のため内訳の計が合わないことがある。

上の弁済計画は、弁済に充てる分収造林事業等による収益が生じた年度で整理しており、実際の支払いは翌年度となる。

## [びわ湖造林公社]

(単位：百万円)

年度	分収造林事業	分収育林事業	計
23		3.6	3.6
24			
25		0.8	0.8
26			
27		1.2	1.2
28			
29			
30			
31			
32			
33		0.8	0.8
34			
35	179.0	2.6	181.6
36	200.3		200.3
37	202.1	1.3	203.4
38	204.8		204.8
39	205.8		205.8
40	205.2		205.2
41	201.7		201.7
42	241.3		241.3
43	241.2		241.2
44	239.9		239.9
45	465.4		465.4
46	476.0		476.0
47	466.3		466.3
48	460.7		460.7
49	459.9		459.9
50	437.7		437.7
51	417.1		417.1
52	602.8		602.8
53	616.2		616.2
54	621.5		621.5
55	449.8		449.8
56	466.8		466.8
57	470.0		470.0
58	449.0		449.0
59	451.5		451.5
60	439.3		439.3
61	206.7		206.7
62	105.9		105.9
63	127.6		127.6
64	120.7		120.7
65	122.8		122.8
66	134.0		134.0
67	130.2		130.2
68	112.4		112.4
69	115.3		115.3
70	98.8		98.8
71	101.6		101.6
72	107.1		107.1
73	110.9		110.9
74	99.9		99.9
75	105.7		105.7
76	124.1		124.1
77	77.8		77.8
78	67.6		67.6
79	72.2		72.2
80	41.8		41.8
合計	12,054.5	10.3	12,064.8

四捨五入のため内訳の計が合わないことがある。

上の弁済計画は、弁済に充てる分収造林事業等による収益が生じた年度で整理しており、実際の支払いは翌年度となる。

## 第5章 組織体制

### 1. 公益法人制度改革への対応

#### (1) 両公社の合併

両公社は、分収造林事業の資金借入先が異なることとなったことから別法人となっているが、事務局は一つであり、事務局職員は両公社の併任としている。

今後、路網整備や伐採にあたっての施業の集約化や大量の木材の戦略的な販売等に向けて、業務を一体的に行うことでより一層の効率化を図る必要があること、公益法人制度改革により公益法人をめざす場合の経理的基礎の確保や、財団法人に係る貸借対照表上の正味財産額に関する要件への対応が求められることなどから、法人の存続と運営の合理化を図り、また、新法人への円滑な移行を図るため、社団法人である滋賀県造林公社と財団法人であるびわ湖造林公社を早期に合併し社団法人として存続することとする。

なお、合併後の法人については、特定調停に基づく債務の弁済の趣旨を踏まえ、合併前の各公社の事業を基として区分経理を行う。

#### (2) 新法人への移行

新法人への移行については、企業等からの資金導入の推進を図るため、公益法人は税制上の寄付金控除が認められること等のメリットがあることを踏まえ、早期に公益社団法人への移行認定を受け移行することをめざす。

なお、分収造林事業の特殊性により、公益認定基準を満たすか明らかでない点もあることから、満たせない場合は一般社団法人に移行することとし、税法上の非営利型法人となることをめざす。

### 2. 合理的・効率的な事務局体制の整備と人材の育成・確保

#### (1) 事務局体制の整備

##### ア. 専任の経営責任者の設置

新法人への移行を機会に、木材の生産と販売や企業からの資金導入の取り組み等について機動的に対応するとともに、より自律的な運営の確保と経営責任の明確化を図るため、専任の経営責任者（理事長）を置く。

##### イ. 事務局体制の合理化・効率化

木材の生産と販売や企業からの資金導入の取り組み等の新たな業務に対応するため、事務局を森林管理、営業、契約管理、総務企画の各部門に再編する等、事務局体制の合理化・効率化を図る。

また、分収造林契約の変更・解約、木材生産・販売等を効果的に行うため、組織内の横断的体制（チーム）を必要に応じて編成する。

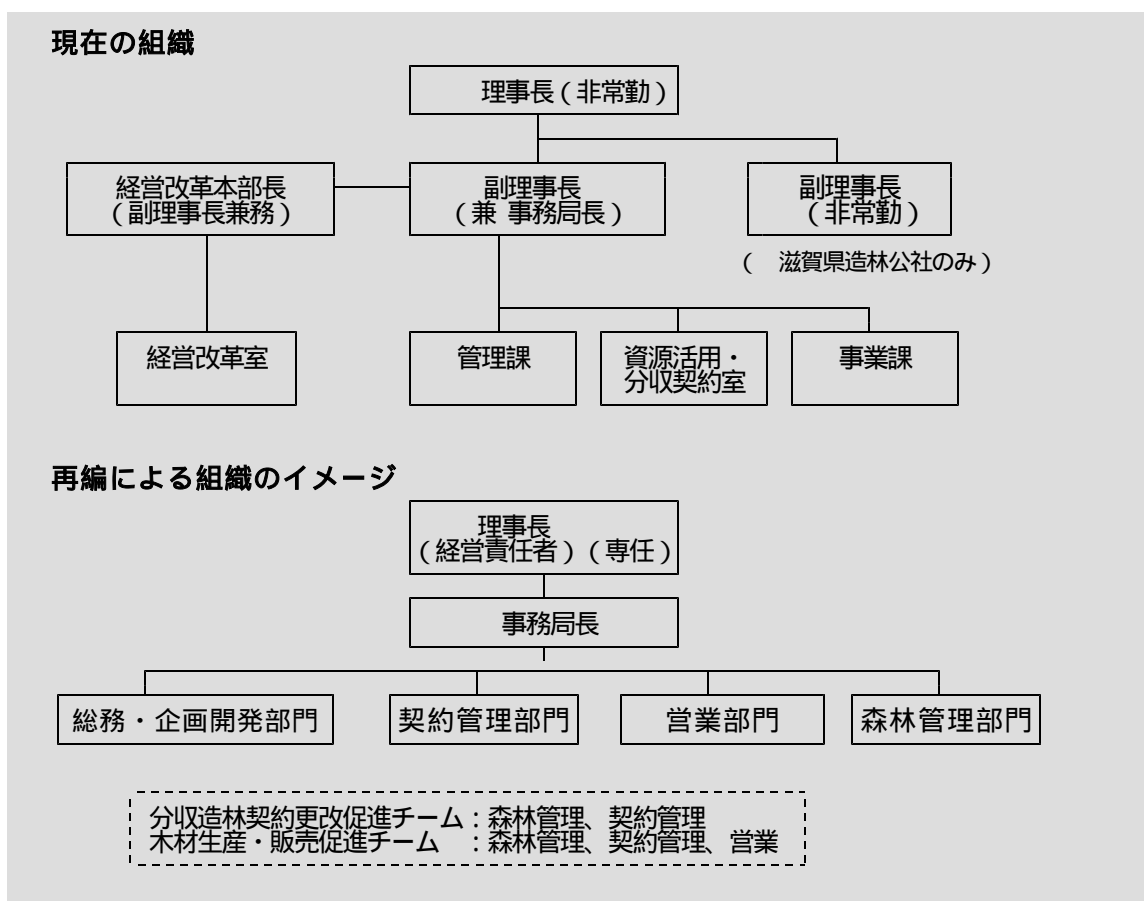


## (2) 人材の育成・確保

退職等による職員構成の変化や事業の進捗等に応じ、滋賀県等の関係機関と協議・調整等を行いながら、適切な人員の確保を図る。

この中で、民間の経営ノウハウを活かすため、企業経営経験者等の登用を検討するほか、営業部門について木材販売に関する営業経験のある人材の採用等を検討する。

また、高性能林業機械を活用した低コストの作業システムや木材の仕分け等の必要な知識や技能について、研修の実施や企業等における研修への派遣により人材の育成を図る。



## 第6章 その他健全な経営の確保

### 1. 財務運営の改善

#### (1) 林業公社会計基準への対応

分収造林事業の特性を踏まえ、公正な会計を行うため、林業公社会計基準を早期に導入する。

#### (2) 契約方法の改善

森林整備や木材の生産・販売等に係る契約業務について、競争性を高めてコストダウンを図り、また透明性の向上を図るため、入札方式を従前の指名競争入札方式から原則として一般競争入札方式とする。

#### (3) その他の財務運営の改善

保育や伐採・搬出等の実施にあたって、低コスト作業システムの採用や、管理費の節減等に努める。

また、国、滋賀県等の補助金を最大限に活用することにより、伐採収益の向上を図る。

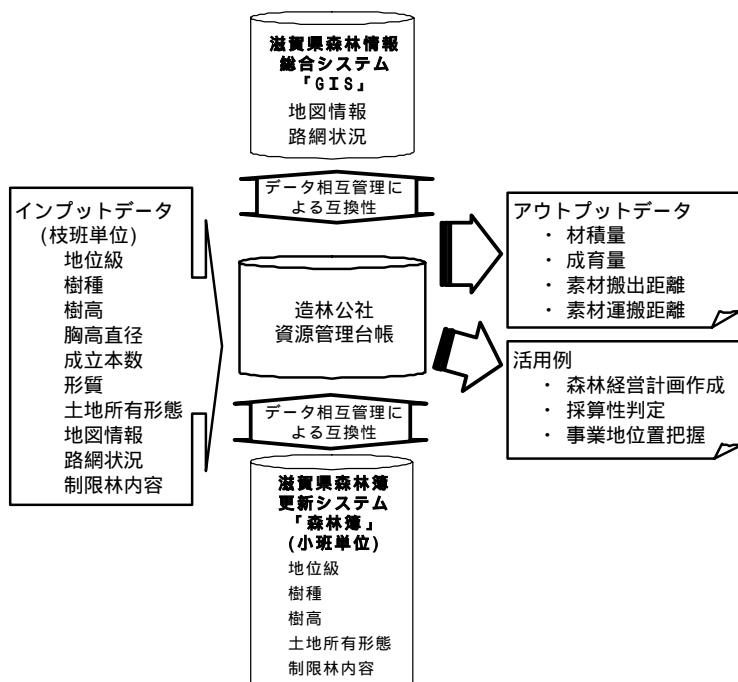
さらに、事務負担等を考慮しながら、受託事業の確保を図る。

なお、資金の長期的な借入は行わないこととし、滋賀県に対して引き続き管理運営費等に係る支援を要請する。

### 2. 森林資源の適切な管理

採算性による森林区分、森林整備、木材生産・販売等を適切に行うため、事業地の森林資源の状況について地図情報システム(GIS)を活用した森林資源管理台帳の整備を引き続き進め、その適切な維持管理を行う。

#### 資源管理台帳イメージ



### 3 . 経営の透明性向上と関係者の理解の醸成

#### (1) 関係者への情報の提供・発信

琵琶湖・淀川の水源かん養やCO<sub>2</sub>吸収等の公社林の公益的機能、森林整備、木材生産・販売等の事業の状況、経営の状況等について、広報誌やホームページ等を通じ、土地所有者、社員、滋賀県をはじめとする琵琶湖・淀川流域の住民、企業等に積極的に情報の提供、発信を行い、経営の透明性の向上と公社事業についての理解の醸成を図り、また販路開拓等につなげる。

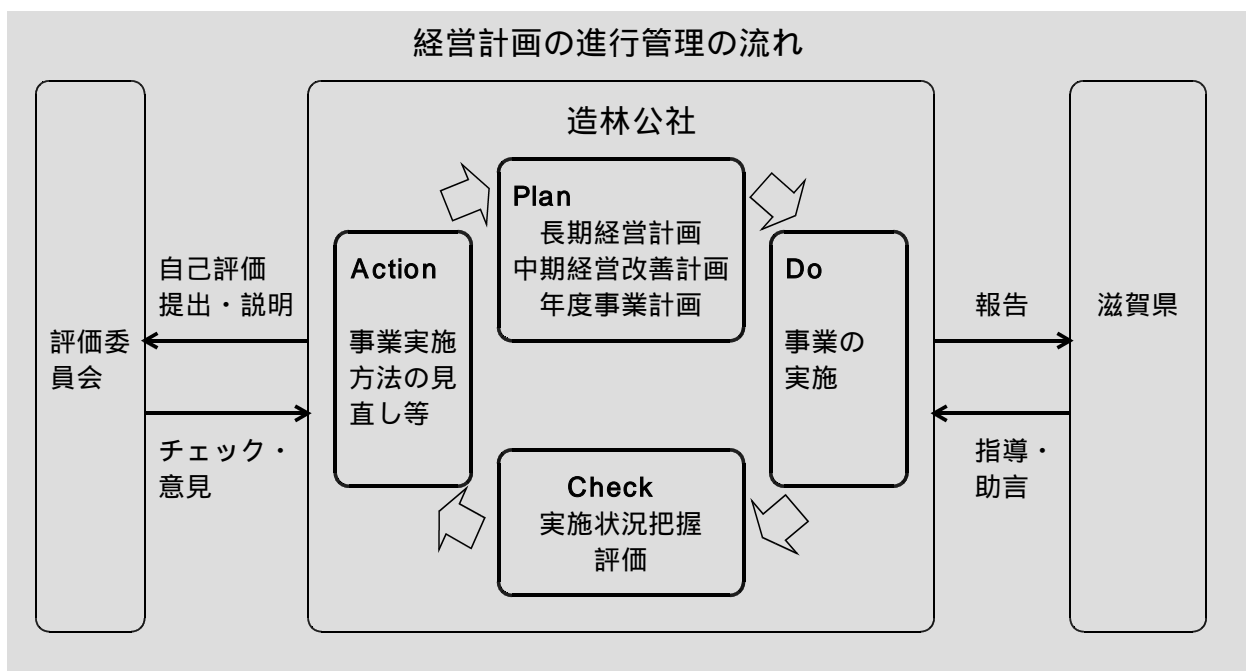
#### (2) 森林づくり活動等への参画の促進

企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）の導入を進めるほか、滋賀県、環境関連団体、林業関連団体、ボランティア団体等が実施する森林づくり活動等と連携を図りながら、公社の森林を活用した森林づくり活動を進めるとともに、これらの団体等が行う森林づくり活動等への参画、活動指導への協力、協賛等により、滋賀県をはじめとする琵琶湖・淀川流域の住民等の公社事業に対する理解を促進する。

### 4 . 経営計画の進行管理

これまでの累積債務問題への対応にあたって事業の見直し等が十分でなかったことの反省を踏まえ、経営計画の実施状況等を適切に把握し、評価を行い、事業や計画の見直し等に反映する等、PDCA（Plan、Do、Check、Action）のサイクルによる不断の経営改善を行う。

このため、県の特別な関与に関する条例に基づき、滋賀県の指導・助言を受けながら、毎年度の事業計画に対する実施状況等について、外部の有識者等による評価委員会を設置し客観性を確保しつつ自己評価を行い、その結果を踏まえ、必要な場合は事業の内容や実施方法の改善・充実、経営計画の見直し等を行うものとする。



## 5 . 関係者への支援要請と連携

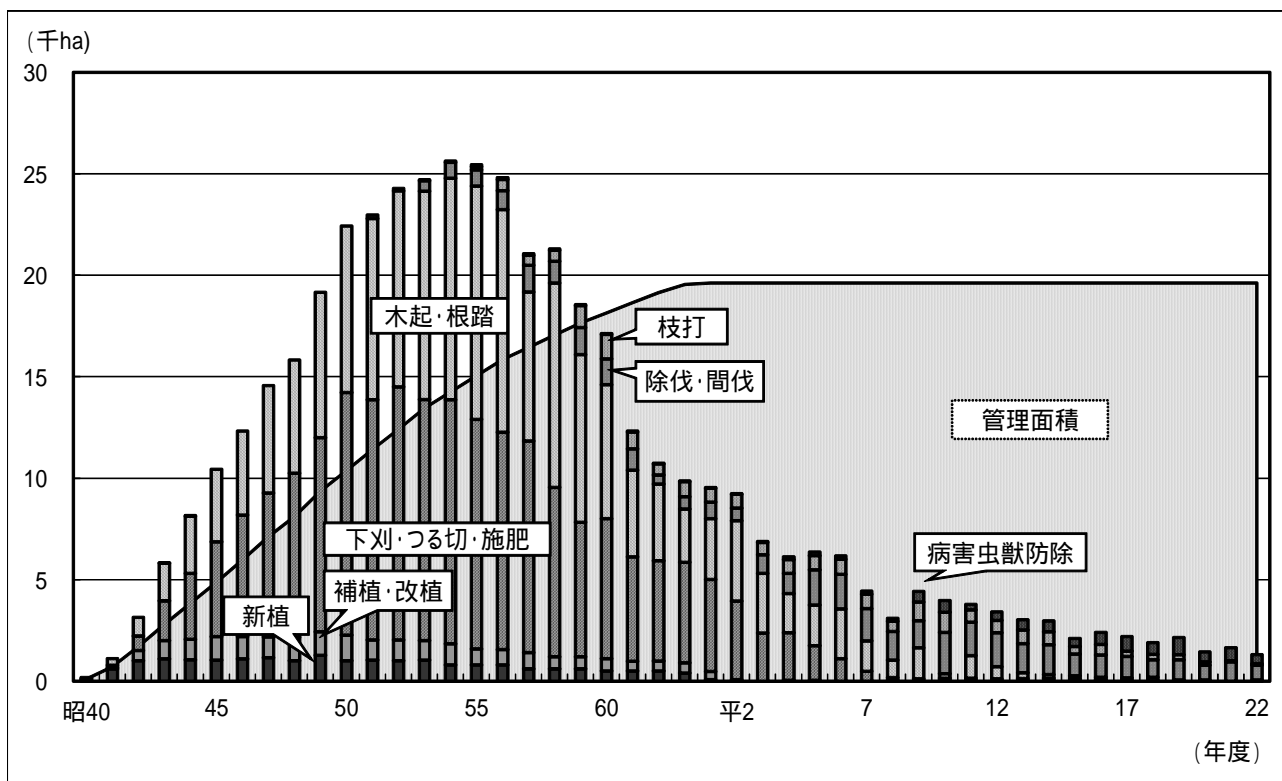
保育事業、伐採事業等を計画的に推進していくため、滋賀県等に対し補助金の確保、獣害対策、更新状況等のモニタリング調査と植栽等が必要な場合の対応、公益的機能の評価手法の調査、必要な人材の確保および育成等について支援・協力を求める。

また、全国森林整備協会等を通じ、他の林業公社と連携を図り、木材生産と販売の手法、分収造林契約変更等について情報交換を図り経営に活かすとともに、国等関係機関への共同要望、共通課題について検討等を行う。

## 参 考 资 料

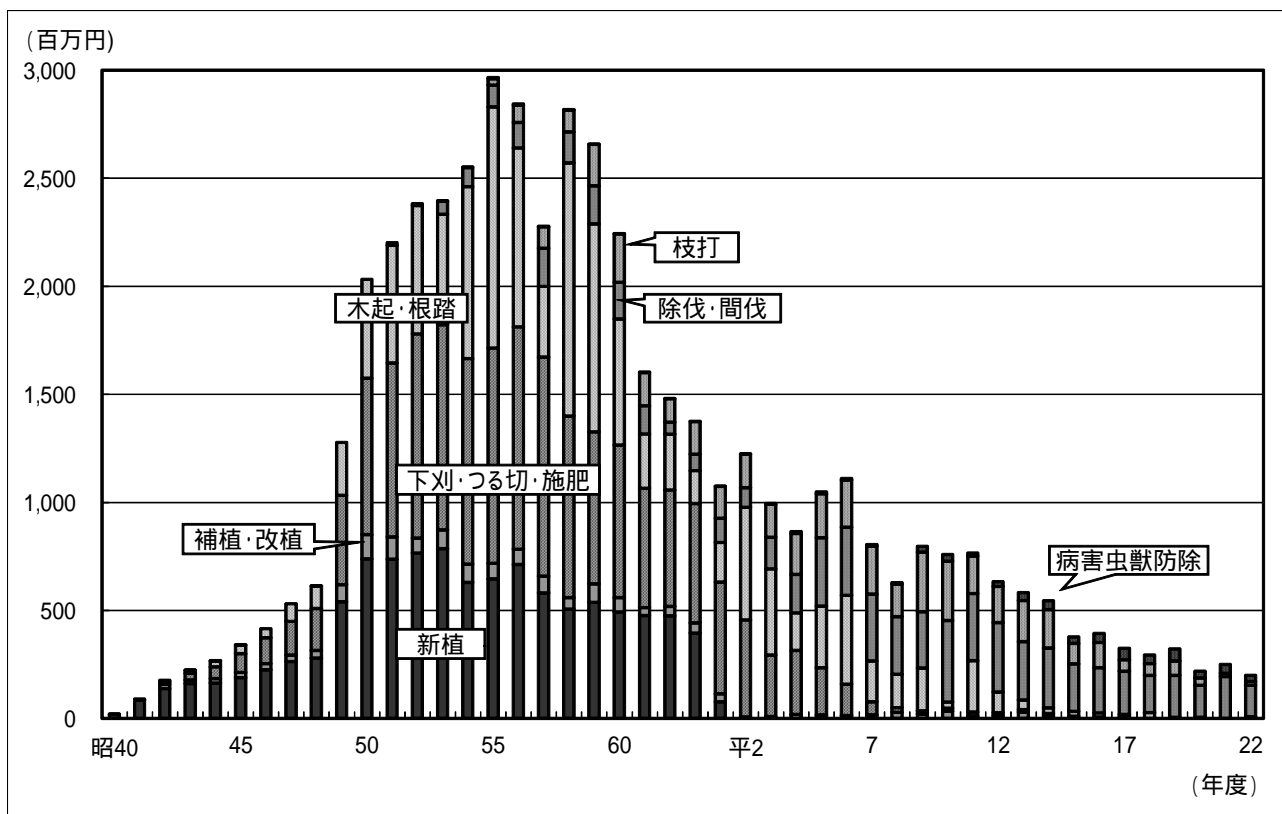


### 両公社の事業量(面積)の推移



事業量は2公社の事業量合計額

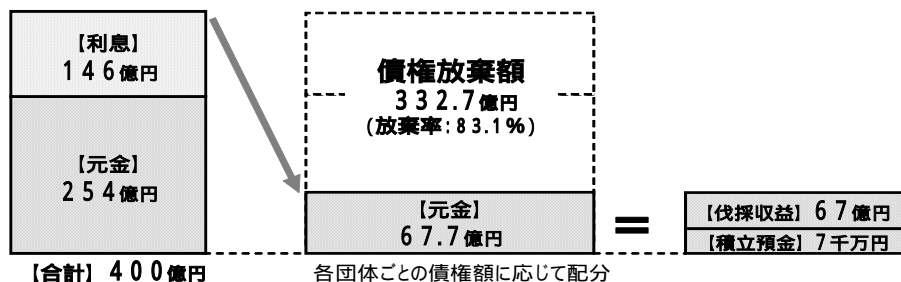
### 両公社の事業費の推移



事業費は2公社の事業費合計額

特定調停の概要  
滋賀県造林公社

(平成23年3月30日現在)



(単位:百万円)

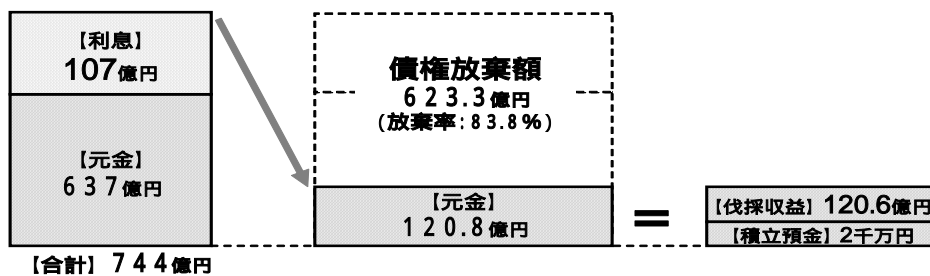
弁済方法	債権者	債権額 (平23年 3月30日) A	弁済額			合計 E=B+C+D	債権 放棄額 F=A-E	新規 貸付 G	処理後 の債権 予定額 (平23年 5月末) H=D+G
			(財源内訳)						
			償還積 立預金 B	県 貸付金 C	伐採 収益 D				
長期 分割 弁済	滋賀県	20,991	31	-	5,077	5,108	15,883	1,432	6,508
	兵庫県	1,129	2	-	192	194	935	-	192
一括 弁済	大阪府	7,641	15	611	-	626	7,015	-	-
	大阪市	7,641	15	611	-	626	7,015	-	-
	兵庫県内団体	2,637	5	211	-	216	2,421	-	-
合計		40,039	69	1,432	5,268	6,769	33,270	1,432	6,700

注1 端数処理(四捨五入)に伴い、表計算が一致しない場合がある。

2 兵庫県内団体とは、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団の5団体をいう。

びわ湖造林公社

(平成23年3月30日現在)



(単位:百万円)

弁済方法	債権者	債権額 (平23年 3月30日)	弁済額			債権放棄額	処理後 の債権 予定額 (平23年 5月末)
			(財源内訳)		合計		
			償還積 立預金	伐採 収益			
長期 分割 弁済	滋賀県	74,408	18	12,065	12,083	62,325	12,065

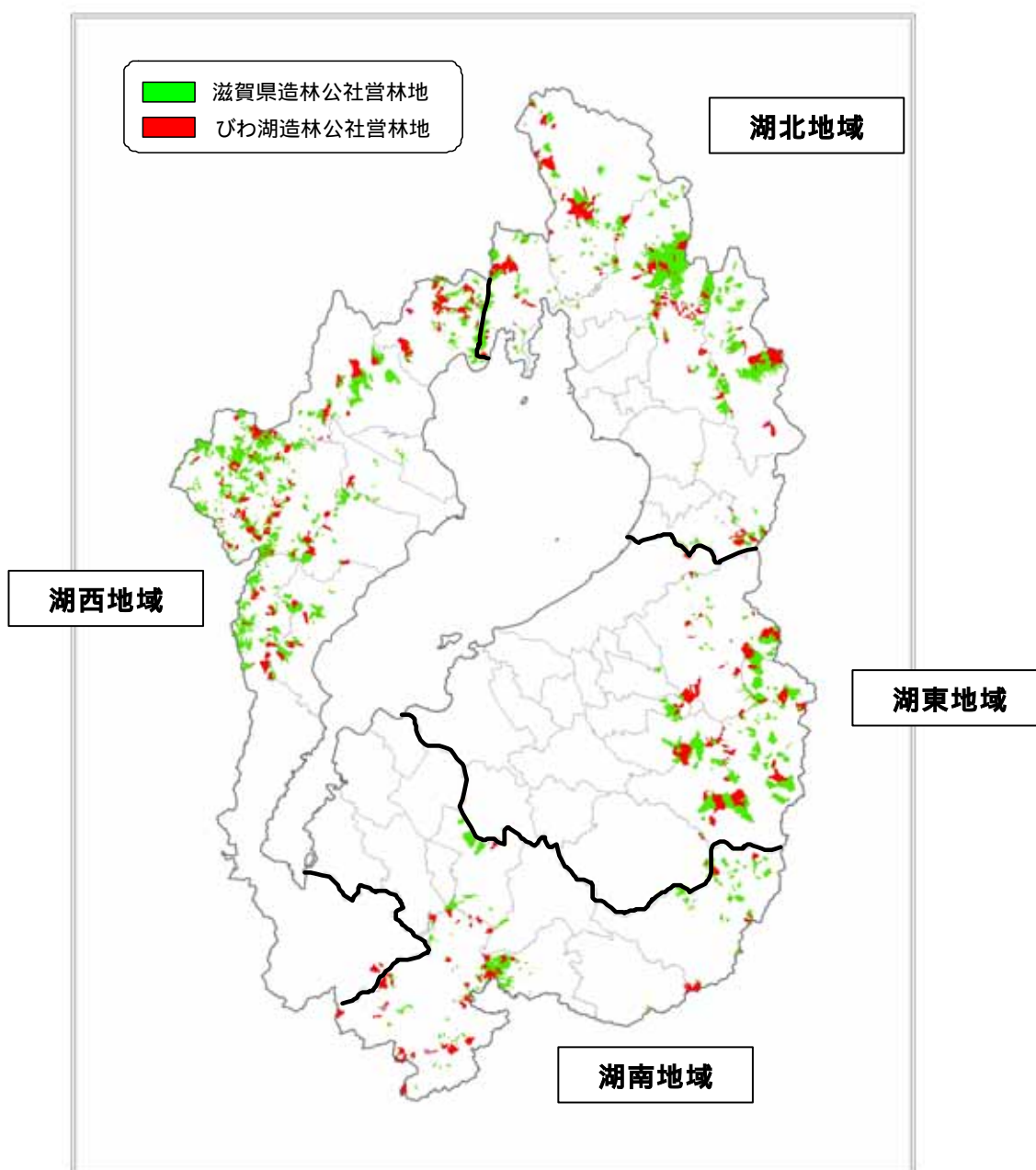


## 分収造林事業地の分布

(平成22年度末現在 単位：箇所、ha)

地域区分	滋賀県造林公社		びわ湖造林公社		2公社合計	
	事業地数	現有面積	事業地数	現有面積	事業地数	現有面積
湖北地域 (伊吹山系)	64	2,144.15 <sup>(31)</sup>	112	3,615.72 <sup>(29)</sup>	176	5,759.87 <sup>(30)</sup>
湖西地域 (比良山系)	79	2,273.08 <sup>(32)</sup>	123	5,146.34 <sup>(42)</sup>	202	7,419.42 <sup>(38)</sup>
湖東地域 (鈴鹿山系)	49	1,469.75 <sup>(21)</sup>	78	2,241.23 <sup>(18)</sup>	127	3,710.98 <sup>(19)</sup>
湖南地域 (信楽高原・甲賀丘陵)	32	1,088.79 <sup>(16)</sup>	60	1,406.61 <sup>(11)</sup>	92	2,495.40 <sup>(13)</sup>
合計	224	6,975.77 <sup>(100)</sup>	373	12,409.90 <sup>(100)</sup>	597	19,385.67 <sup>(100)</sup>

( )は全体に対する地域の割合(%)



## 分収造林事業地の土地所有者の状況

(平成22年度末現在 単位：ha、%、筆、者)

		区	市 町	財産区	生産森組	宗教法人	個人	法人	計
滋賀県 造林公社	面積 (割合)	3,300 (42.7)		1,017 (13.1)	1,202 (15.5)	193 ( 2.5)	2,026 (26.2)		7,738
	筆	330		38	105	35	1,217		1,725
	地権者 (割合)	87 (15.2)		5 ( 0.9)	18 ( 3.1)	14 ( 2.4)	450 (78.4)		574
びわ湖 造林公社	面積 (割合)	4,815 (28.0)	135 ( 0.8)	911 ( 5.3)	2,671 (15.5)	648 ( 3.8)	7,622 (44.3)	392 ( 2.3)	17,194
	筆	1,246	27	59	259	87	4,942	69	6,689
	地権者 (割合)	124 ( 6.3)	5 ( 0.3)	10 ( 0.5)	28 ( 1.4)	36 ( 1.8)	1,754 (89.0)	13 ( 0.7)	1,970
合	面積 (割合)	8,115 (32.6)	135 ( 0.5)	1,928 ( 7.7)	3,873 (15.5)	841 ( 3.4)	9,648 (38.7)	392 ( 1.6)	24,932
	筆	1,576	27	97	364	122	6,159	69	8,414
計	地権者 (割合)	211 (8.3)	5 ( 0.2)	15 ( 0.6)	46 ( 1.8)	50 ( 2.0)	2,204 (86.6)	13 ( 0.5)	2,544
1地権者あたりの面積		38.5	27.0	128.5	84.2	16.8	4.4	30.2	9.8

面積は、契約面積

生産森組は、生産森林組合の略

## 分収造林・分収育林事業地の樹種・年齢別構成

(平成22年度末現在 単位：ha、%)

区分		年齢 林齢	5 年齢 21～25	6 年齢 26～30	7 年齢 31～35	8 年齢 36～40	9 年齢 41～45	10 年齢～ 46～	合計
滋賀県 造林公社	分収	スギ				2,274.45	2,346.56	1.60	4,622.61
		ヒノキ				869.63	892.44		1,762.07
		マツ				77.33	513.76		591.09
		計				3,221.41	3,752.76	1.60	6,975.77
びわ湖 造林公社	造林	スギ	948.72	2,193.22	3,461.83	1,719.38		0.57	8,323.72
		ヒノキ	1,013.60	1,187.05	1,375.65	505.61	1.54	0.73	4,084.18
		マツ				2.00			2.00
		計	1,962.32	3,380.27	4,837.48	2,226.99	1.54	1.30	12,409.90
	分収育林	スギ		5.70	1.20	2.26	3.92	9.84	22.92
		ヒノキ	0.25		5.65	13.88	2.13	6.67	28.58
		計	0.25	5.70	6.85	16.14	6.05	16.51	51.50
合計			1,962.57	3,385.97	4,844.33	5,464.54	3,760.35	19.41	19,437.17
割合			10.1	17.4	24.9	28.1	19.4	0.1	

## 分収造林事業地の傾斜区分

滋賀県造林公社		面積構成比		びわ湖造林公社		面積構成比	
15°未満		0%		15°未満		0%	
15°以上～30°未満		5%		15°以上～30°未満		8%	
30°以上～35°未満		19%		30°以上～35°未満		23%	
35°以上		76%		35°以上		69%	

森林簿における傾斜区分による

## 分収造林事業地の生育状況

生育度 (地位級)	上 (生産力 大)		中 (生産力 中庸)		下 (生産力 劣る)		被災林	
	スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ		
生育度 判定基準 (樹高 (m))	4(16～20)	～10.5	～9.2	10.4～7.3	9.1～6.7	7.2～	6.6～	
	5(21～25)	～12.6	～10.7	12.5～8.7	10.6～7.8	8.6～	7.7～	
	6(26～30)	～14.4	～12.1	14.3～10.0	12.0～8.8	9.9～	8.7～	
	7(31～35)	～16.0	～13.2	15.9～11.0	13.1～9.6	10.9～	9.5～	
	8(36～40)	～17.4	～14.1	17.3～12.0	14.0～10.2	11.9～	10.1～	
	9(41～45)	～18.6	～14.8	18.5～12.8	14.7～10.8	12.7～	10.7～	
滋賀県 造林公社	6,982ha	(6.4%) 450ha		(43.4%) 3,031ha		(28.8%) 2,009ha		(21.4%) 1,492ha
びわ湖 造林公社	12,416ha	(6.6%) 820ha		(64.6%) 8,018ha		(20.5%) 2,548ha		(8.3%) 1,030ha
合計	19,398ha	(6.5%) 1,270ha		(57.0%) 11,049ha		(23.5%) 4,557ha		(13.0%) 2,522ha

面積は平成17年度末の管理面積  
分収育林事業地は含まない  
被災林面積は森林改良事業により復旧後の面積  
特定調停申立にかかる伐採収入算定の基礎資料より作成

## 路網整備の状況

(平成22年度末現在)

区 分	滋賀県造林公社	びわ湖造林公社	合計
	延長(m)	延長(m)	延長(m)
公社作業道(幅員1.8～2.5m)	33,161	60,650	93,811
公社作業道(幅員2.5～3.0m)	7,764	43,503	51,267
林道等公共車道	18,900	40,200	59,100
計 a	59,825	144,353	204,178
管理面積(ha) b	6,976	12,410	19,386
路網密度(m/ha) a/b	8.6	11.6	10.5

幅員1.8m未満の作業道(歩道)は含まない  
伐採・搬出にあたって、必要に応じて整備する作業道は含まない

## 滋賀県における作業道の現状と計画

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
年間作業道等 開設延長 (m)	1 44,346	69,100	69,800	36,200	36,200	2 36,200
作業道延長 (m)	1 626,731	(695,831)	(765,631)	(801,831)	(838,031)	(874,231)
路網密度 (m/ha)	1 3.40	(3.77)	(4.15)	(4.35)	(4.55)	(4.74)

1 出典：滋賀県統計要覧（作業道の状況）

2 出典：琵琶湖森林づくり基本計画【2010.2改訂】（取り組み目標）

（ ）数値は、下記により事務局で算出

・作業道延長はH21年度の作業道延長に順次年間作業道等開設延長（計画）を加算

・路網密度は作業道総延長を私有林面積〔184,371ha（H21）〕で除し算出

## 保安林指定の状況

（平成22年度末現在 単位：ha）

地域区分	滋賀県造林公社			びわ湖造林公社			2公社合計		
	分収契 約面積	保安林 面積	割合	分収契 約面積	保安林 面積	割合	分収契 約面積	保安林 面積	割合
湖北地域	2,341	1,056	45	5,664	2,334	41	8,005	3,390	42
湖西地域	2,424	678	28	6,371	773	12	8,795	1,451	16
湖東地域	1,790	523	29	3,344	1,207	36	5,134	1,730	34
湖南地域	1,183	741	63	1,815	1,366	75	2,998	2,107	70
合 計	7,738	2,998	39	17,194	5,680	33	24,932	8,678	35

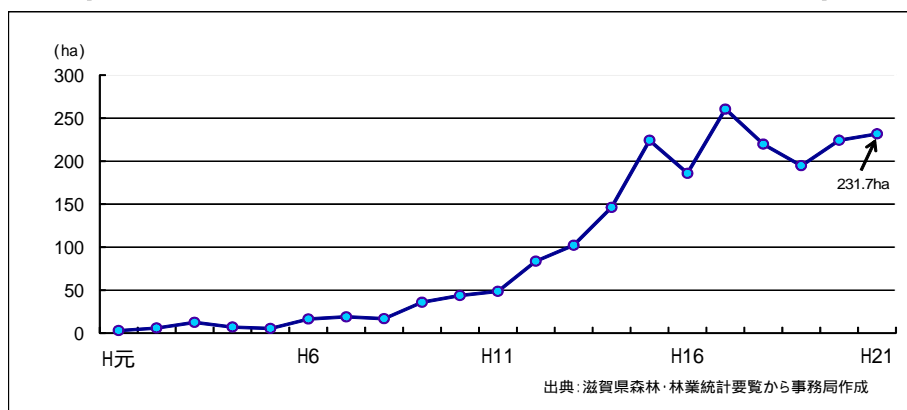
## 獣害の状況

### 公社林の獣害（クマ、シカ）被害区域

（平成21年度末累計 単位：ha）

	滋賀県造林公社	びわ湖造林公社	合 計
被害区域面積	497	986	1,483

### （参考：滋賀県の二ホンジカによる森林被害面積の推移）



### 職員数の推移

年度	正規職員	左の内訳		嘱託職員	事務所・支所数	備 考
		県派遣職員	公社職員			
S40	12	7	5	-	-	滋賀県造林公社設立
48	34	4	30	-	3	びわ湖造林公社設立
54	45	3	42	-	4	
55	45	4	41	-	4	正規職員の採用中止
60	46	6	40	-	4	
62	44	5	39	-	2	4事務所を2支所に統合
H元	41	5	36	1	2	
8	35	4	31	3	2	
10	31	3	28	4	1	2支所を1支所に統合
11	30	3	27	3	1	
12	30	3	27	4	1	
15	28	3	25	4	-	支所閉鎖
18	27	3	24	1	-	
19	22	4	18	3	-	
20	18	4	14	3	-	
21	17	4	13	4	-	
22	17	4	13	4	-	
23	16	6	10	7		

### 社員・役員数

(平成22年度末現在)

滋賀県造林公社	
社員	21 団体
理事	12 人
監事	2 人

びわ湖造林公社	
理事	11 人
監事	2 人
評議員	10 人

## 滋賀県造林公社の平成21・22年度決算概要

### 事業・収支実績

			平成22年度	平成21年度	差 引
事業実績	保 育	間伐・病虫害獣防除等	398 ha	340 ha	-
	施 設	作業道開設（幅員 2.5m）	3,242 m	5,505 m	-
	その他	森林整備地域活動支援交付金事業 受託事業	5,999 ha 3 件	6,232 ha 3 件	- -
収 支 実 績	収 入	造林補助金	67 百万円	73 百万円	7 百万円
		森林整備地域活動支援交付金	32 百万円	32 百万円	0 百万円
		分収林事業収入	12 百万円	12 百万円	0 百万円
		受託等収入	24 百万円	23 百万円	1 百万円
		滋賀県出資金	73 百万円	61 百万円	12 百万円
		滋賀県からの資金借入等	1,528 百万円	9 百万円	1,519 百万円
		計	1,736 百万円	210 百万円	1,526 百万円
	支 出	事業費	81 百万円	88 百万円	7 百万円
		管理費	93 百万円	44 百万円	49 百万円
		森林整備地域活動支援交付金事業 受託事業	32 百万円 24 百万円	32 百万円 23 百万円	0 百万円 1 百万円
社員借入金返済支出等		1,515 百万円	13 百万円	1,502 百万円	
計	1,745 百万円	200 百万円	1,545 百万円		
当期収支差額			9 百万円	10 百万円	19 百万円
前期繰越収支差額			15 百万円	5 百万円	10 百万円
次期繰越収支差額			6 百万円	15 百万円	9 百万円

### 貸借対照表

			平成22年度	平成21年度	差 引
資 産	流 動 資 産	現金・預金	143 百万円	2 百万円	141 百万円
		未収金	1,468 百万円	38 百万円	1,430 百万円
	固 定 資 産	森林 基本財産	39,513 百万円 19 百万円	39,506 百万円 19 百万円	7 百万円 0 百万円
		借入金償還積立資産	5 百万円	69 百万円	64 百万円
		その他引当資産・積立資産	11 百万円	30 百万円	19 百万円
計	41,159 百万円	39,664 百万円	1,495 百万円		
負 債 ・ 正 味 財 産	負 債	長期借入金	6,700 百万円	39,111 百万円	32,411 百万円
		分収造林事業損失引当金	32,812 百万円	0 百万円	32,812 百万円
		次期返済予定借入金	1,501 百万円	0 百万円	1,501 百万円
		その他流動負債（未払金等）	108 百万円	26 百万円	82 百万円
		その他（森林損害填補引当金等）	190 百万円	208 百万円	18 百万円
	計	41,311 百万円	39,345 百万円	1,966 百万円	
	正 味 財 産	出資金	19 百万円	19 百万円	0 百万円
一般正味財産		171 百万円	300 百万円	471 百万円	
計	152 百万円	319 百万円	471 百万円		
負債・正味財産合計			41,159 百万円	39,664 百万円	1,495 百万円

びわ湖造林公社の平成21・22年度決算概要

事業・収支実績

			平成22年度	平成21年度	差 引
事業実績	保 育	間伐・病害虫獣防除等	886 ha	1,298 ha	-
	施 設	作業道開設（幅員 2.5m）	2,872 m	3,828 m	-
	その他	森林整備地域活動支援交付金事業 受託事業	10,657 ha 5 件	10,705 ha 3 件	- -
収 支 実 績	収 入	造林補助金	121 百万円	167 百万円	46 百万円
		森林整備地域活動支援交付金	55 百万円	55 百万円	0 百万円
		分収林事業収入	14 百万円	7 百万円	7 百万円
		受託等収入	12 百万円	9 百万円	3 百万円
		滋賀県出えん金	144 百万円	139 百万円	5 百万円
		受取利息・取崩収入等	117 百万円	97 百万円	20 百万円
		計	463 百万円	474 百万円	11 百万円
	支 出	事業費	155 百万円	213 百万円	58 百万円
		管理費	168 百万円	97 百万円	71 百万円
		森林整備地域活動支援交付金事業 受託事業	55 百万円 12 百万円	55 百万円 9 百万円	0 百万円 3 百万円
取崩支出等		76 百万円	101 百万円	25 百万円	
	計	466 百万円	475 百万円	9 百万円	
当期収支差額			3 百万円	1 百万円	2 百万円
前期繰越収支差額			8 百万円	9 百万円	1 百万円
次期繰越収支差額			5 百万円	8 百万円	3 百万円

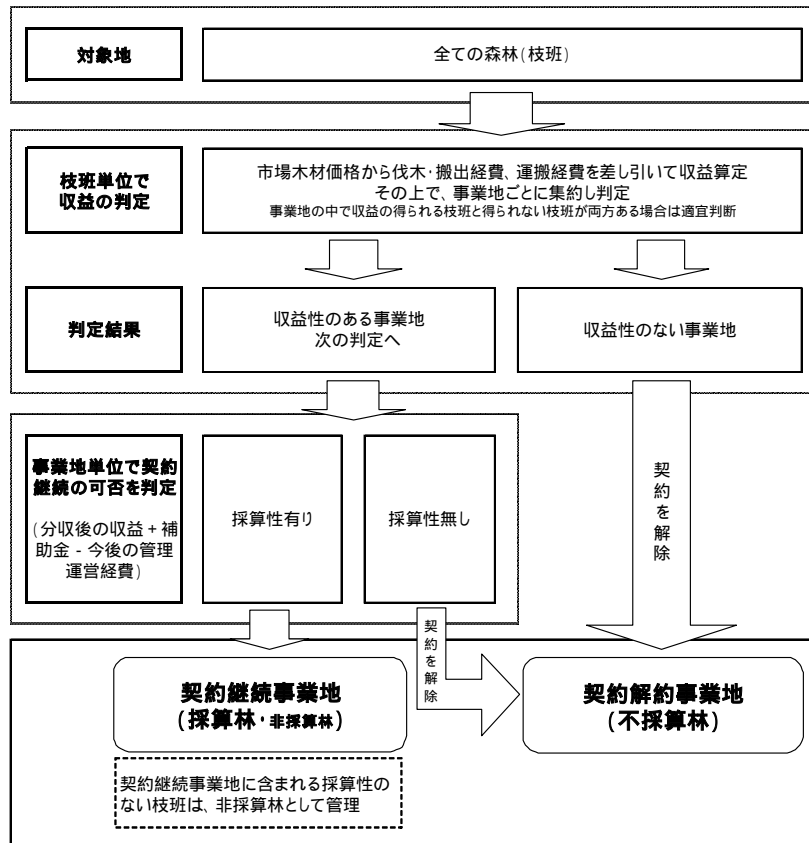
貸借対照表

			平成22年度	平成21年度	差 引
資 産	流 動 資 産	現金・預金	5 百万円	1 百万円	4 百万円
		未収金	46 百万円	28 百万円	18 百万円
	固 定 資 産	森林基本財産	73,856 百万円	73,840 百万円	16 百万円
		借入金償還積立資産	10 百万円	10 百万円	0 百万円
		借入金償還積立資産	9 百万円	19 百万円	10 百万円
		その他引当資産・積立資産	214 百万円	265 百万円	51 百万円
	その他固定資産	29 百万円	31 百万円	2 百万円	
	計	74,169 百万円	74,194 百万円	25 百万円	
負 債 ・ 正 味 財 産	負 債	長期借入金	12,063 百万円	73,457 百万円	61,394 百万円
		分収造林事業損失引当金等	61,816 百万円	0 百万円	61,816 百万円
		次期返済予定借入金	20 百万円	0 百万円	20 百万円
		その他流動負債（未払金等）	31 百万円	21 百万円	10 百万円
		その他（森林損害填補引当金等）	263 百万円	296 百万円	33 百万円
		計	74,193 百万円	73,774 百万円	419 百万円
正 味 財 産	正 味 財 産	出えん金	10 百万円	10 百万円	0 百万円
		一般正味財産	34 百万円	410 百万円	444 百万円
		計	24 百万円	420 百万円	444 百万円
負債・正味財産合計			74,169 百万円	74,194 百万円	25 百万円

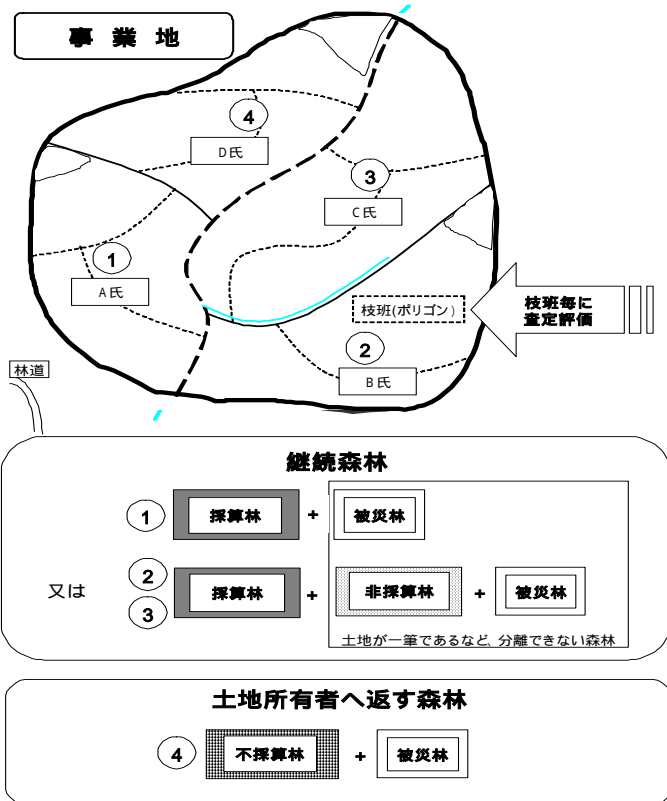
分収育林特別会計、林業労働力対策事業特別会計を除く。

# 採算性判定による森林区分の考え方

## 採算性の判定手順



## 枝班(ポリゴン)査定による分類のイメージ

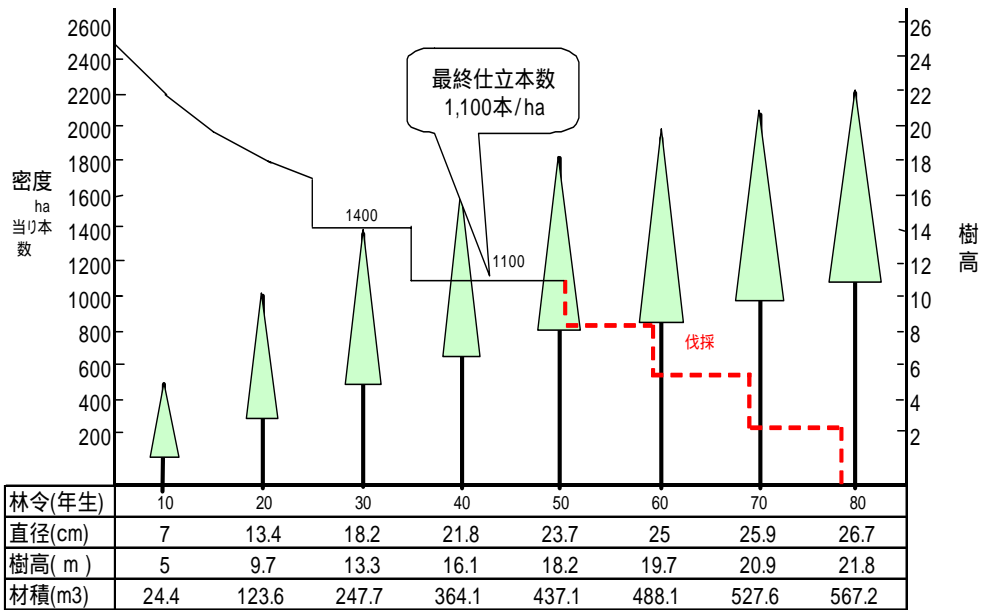




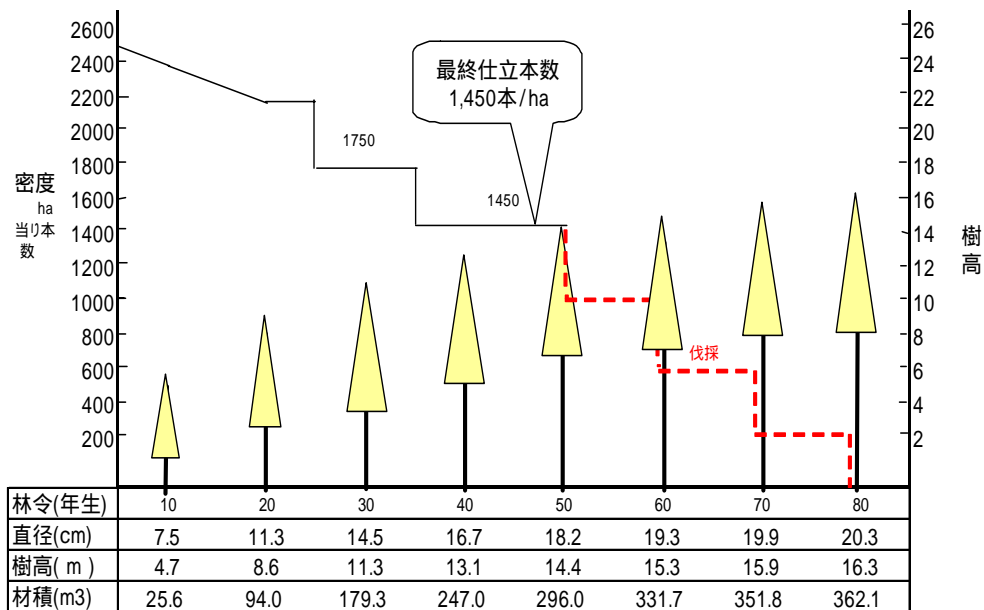
# 施業体系

## 採算林施業標準体系図

スギ施業標準体系図 [ha当り]

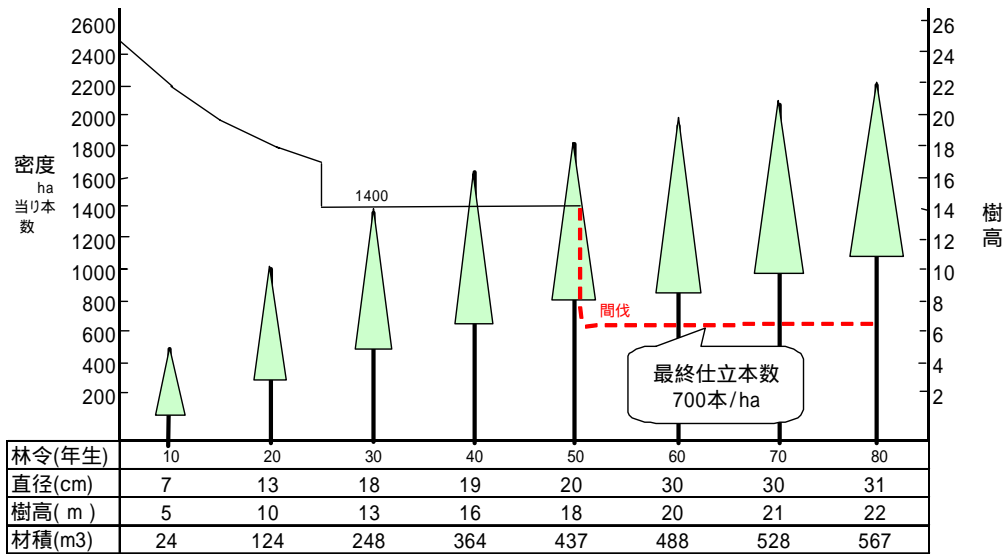


ヒノキ施業標準体系図 [ha当り]

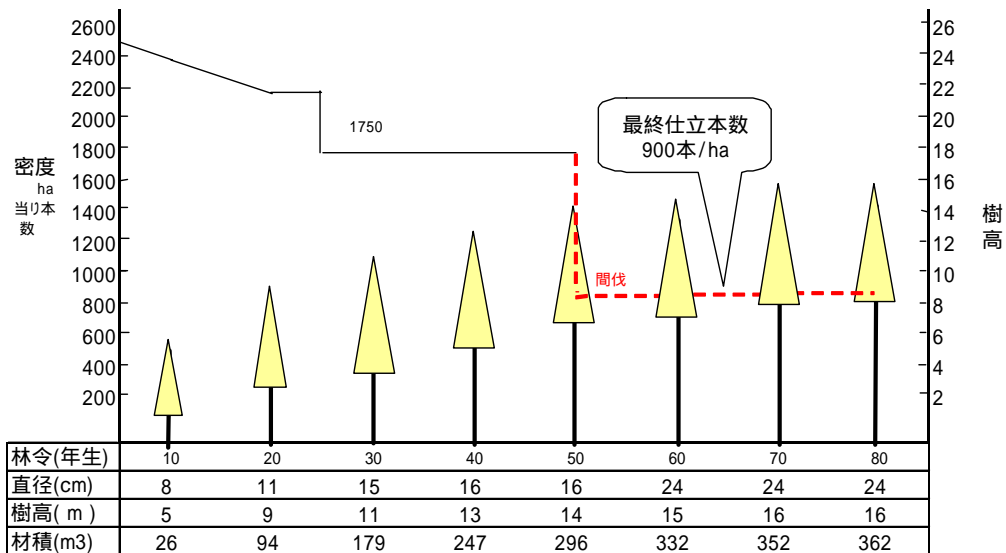


## 非採算林施業標準体系図

スギ施業標準体系図 [ha当り]



ヒノキ施業標準体系図 [ha当り]



## 滋賀県における高性能林業機械の保有状況と計画

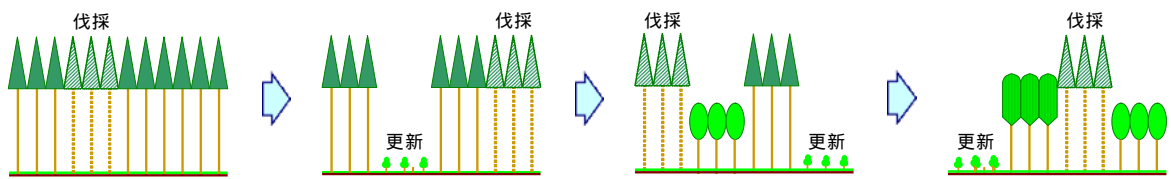
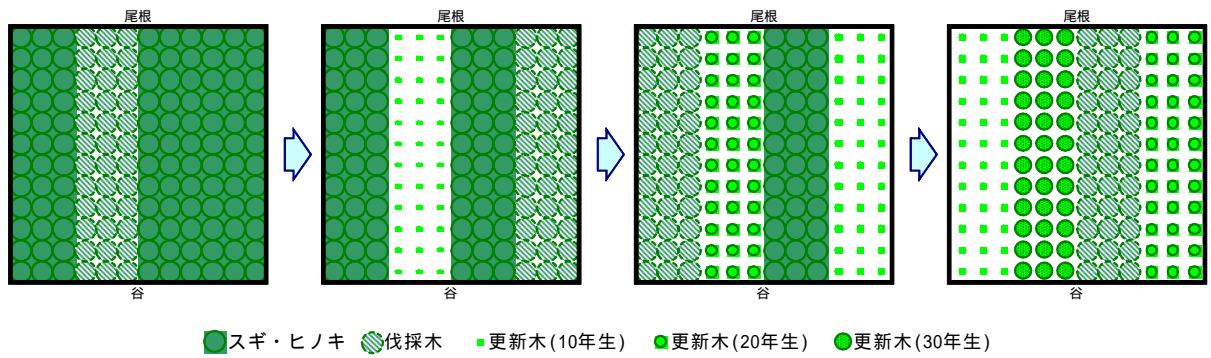
	保有状況(台) <sup>1</sup>				取り組み目標(台) <sup>2</sup>	
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度		H26年度
ハーベスタ	1	1	1	3	}	( 6 )
フォワーダ	2	3	4	5		
スイングヤーダ*	1	1	1	1	}	( 4 )
計	4	5	6	9		

1 出典：滋賀県森林・林業統計要覧（林業機械保有状況）

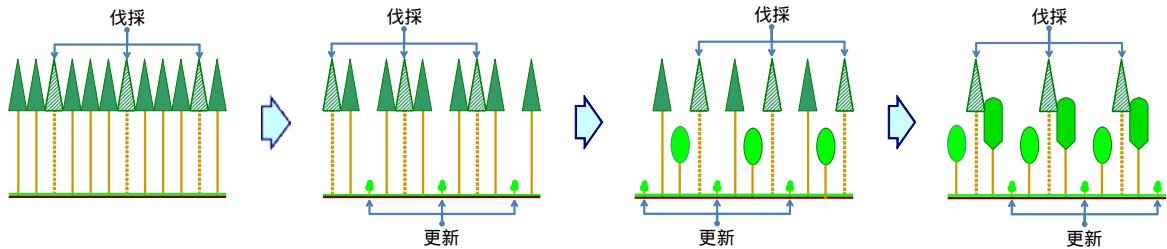
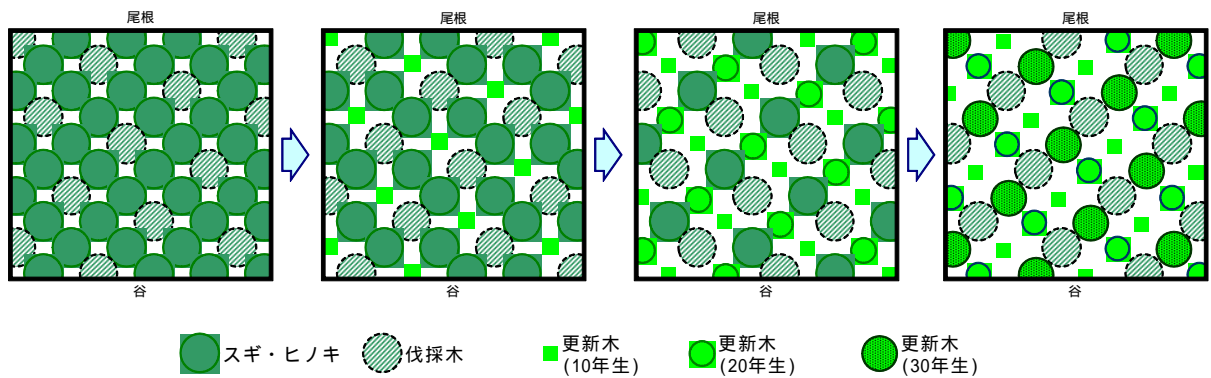
2 滋賀県「琵琶湖森林づくり基本計画（2010.2改訂）」に基づく目標を記載

# 伐採方法の例(イメージ)

## 列状伐採



## 定性伐採



出典：(社)全国林業改良普及協会「複層林マニュアル-施業と経営-」をもとに事務局作成

分収造林事業に係る伐採計画

年度	滋賀県造林公社			びわ湖造林公社			両公社		
	面積 (ha)	材積 (m3)	伐採 収入 (百万円)	面積 (ha)	材積 (m3)	伐採 収入 (百万円)	面積 (ha)	材積 (m3)	伐採 収入 (百万円)
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	2	427	0.1	0	0	0	2	427	0.1
28	42	8,299	27	0	0	0	42	8,299	27
29	55	10,911	27	0	0	0	55	10,911	27
30	55	10,911	24	0	0	0	55	10,911	24
31	55	10,911	20	0	0	0	55	10,911	20
32	55	10,911	19	0	0	0	55	10,911	19
33	55	10,911	20	0	0	0	55	10,911	20
34	55	10,911	20	0	0	0	55	10,911	20
35	55	10,911	21	70	12,228	13	125	23,139	33
36	55	10,911	21	80	13,975	9	135	24,886	31
37	55	10,911	23	80	13,975	12	135	24,886	34
38	55	10,911	27	80	13,975	15	135	24,886	42
39	65	14,476	59	80	13,975	16	145	28,451	75
40	65	15,993	78	80	13,975	15	145	29,968	93
41	65	15,993	72	80	13,975	11	145	29,968	83
42	65	15,993	67	90	15,722	29	155	31,715	96
43	65	15,993	65	90	15,722	29	155	31,715	95
44	65	15,993	69	90	15,722	28	155	31,715	97
45	65	15,993	69	120	23,753	71	185	39,747	140
46	65	15,993	69	120	23,753	84	185	39,747	153
47	65	15,993	73	120	23,753	72	185	39,747	145
48	65	15,993	77	120	23,753	66	185	39,747	143
49	70	21,172	99	120	23,753	65	190	44,925	164
50	70	21,655	94	120	23,288	61	190	44,943	156
51	70	21,655	86	120	23,201	42	190	44,856	128
52	70	21,655	83	120	26,544	96	190	48,199	179
53	70	21,655	86	120	26,544	112	190	48,199	198
54	70	21,655	87	120	26,544	118	190	48,199	205
55	70	21,655	87	120	28,790	120	190	50,445	207
56	70	21,655	91	130	31,563	140	200	53,219	230
57	100	31,056	143	130	31,563	144	230	62,619	286
58	100	31,388	146	130	31,563	119	230	62,952	265
59	100	31,388	128	130	31,563	122	230	62,952	250
60	100	31,388	128	130	31,563	108	230	62,952	236
61	100	31,388	129	130	34,720	121	230	66,108	250
62	100	31,388	128	130	36,055	124	230	67,443	252
63	99	31,154	146	130	36,055	149	229	67,209	296
64	0	0	0	130	36,152	141	130	36,152	141
65	0	0	0	130	36,152	144	130	36,152	144
66	0	0	0	130	36,152	157	130	36,152	157
67	0	0	0	130	36,176	152	130	36,176	152
68	0	0	0	130	36,176	132	130	36,176	132
69	0	0	0	130	36,176	135	130	36,176	135
70	0	0	0	130	36,176	116	130	36,176	116
71	0	0	0	120	33,534	119	120	33,534	119
72	0	0	0	130	36,369	125	130	36,369	125
73	0	0	0	100	27,976	130	100	27,976	130
74	0	0	0	100	27,976	117	100	27,976	117
75	0	0	0	100	27,976	124	100	27,976	124
76	0	0	0	100	27,976	145	100	27,976	145
77	0	0	0	80	22,381	91	80	22,381	91
78	0	0	0	80	22,381	79	80	22,381	79
79	0	0	0	80	22,381	84	80	22,381	84
80	0	0	0	67	18,895	49	67	18,895	49
<b>計</b>	<b>2,503</b>	<b>668,160</b>	<b>2,607</b>	<b>5,047</b>	<b>1,202,574</b>	<b>4,149</b>	<b>7,550</b>	<b>1,870,734</b>	<b>6,756</b>

1 端数処理に伴い、各年度の合計と計欄があわない場合がある。

2 分収造林事業のみである。

# 中期経営改善計画

[ 第 1 期 平成 2 3 年度 ~ 2 7 年度 ]

(社)滋賀県造林公社および(財)びわ湖造林公社は、中期経営改善計画を個別に策定している。

しかし、両公社の主な事業である分収造林事業は、造林を(社)滋賀県造林公社が開始し(財)びわ湖造林公社が引き継いで実施したものであり、この造林区分に応じて両公社が造林地を区分管理しているが、事業の性格は同一のもので相互に深く関連しているため、便宜上、(社)滋賀県造林公社および(財)びわ湖造林公社の中期経営改善計画を合わせ、この統合版を作成した。

なお、両公社の計画内容のうち分収造林事業に係る部分は基本的に共通とし、特有の事業等、異なる内容についてはそれぞれの計画に別個に記載した。(該当箇所は[ ]で表示)

社団法人 滋賀県造林公社

財団法人 びわ湖造林公社



# はじめに

## 計画の位置づけ

この計画は、「社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」(平成21年滋賀県条例第29号。以下「県の特別な関与に関する条例」という。)第3条第1項および同条例施行規則(平成21年滋賀県規則第24号)第3条第1項に基づく「長期経営計画の目標を達成するために必要な事項を定めた5年を1期とする経営の改善に関する計画」である。

なお、この計画は、事業の進捗状況に基づく自己評価、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 計画期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までとする。

## 第1章 基本方針

本計画の計画期間の5年間は、長期経営計画の最初の5年間であり、また、計画期間の最終年度である平成27年度は、滋賀県造林公社が分収造林による伐採・販売を開始する年度となっている。

最近の国内の木材需給は、需要量が減少傾向にある中で国産材供給は上昇傾向にあり、木材自給率が上昇している。こうした中で、国においては「森林・林業再生プラン」の目標である、木材自給率50%の達成をめざし、平成22年11月に「森林・林業の再生に向けた改革の姿」がとりまとめられ、施業の集約化等を推進する方向性が示されている。

一方、滋賀県では、平成22年度に改訂された「琵琶湖森林づくり基本計画」により、「急がれる県産材の安定供給体制の整備と地球温暖化防止森林吸収源対策による森林の保全整備の推進」をテーマとした戦略プロジェクトが推進されている。

こうしたことを踏まえ、この計画期間を長期経営計画に基づく「公社改革のスタートの5年間」と位置づけ、長期経営計画に定める経営方針に従い、特に採算性に基づく森林区分とこれに基づく保育施業基準の見直し、本格的な木材生産と販売に向けた仕組みづくり、分収造林契約の変更の推進、公益法人改革に対応した組織体制の改善等を中心として、長期経営計画の達成に向けた基盤を築く取り組みを重点的に着実に推進していくこととする。

### 長期経営計画の経営方針

#### 経営理念

もり

琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり  
- びわ湖の森林・つくる公社からいかす公社へ -

#### 経営の方向性

公益的機能の持続的発揮に  
配慮した効率的な森林整備  
の推進

収益性の高い木材の生産と  
販売の推進

健全な公社運営の確保

### 第1期中期経営改善計画の基本方針

「公社改革のスタートの5年間」と位置づけ

長期経営計画の達成に向けた基盤を築く取り組みを重点的に実施

・採算性に基づく森林区分  
・保育施業基準の見直し  
等

・木材生産と販売に向けた  
仕組みづくり  
等

・分収造林契約の変更  
・公益法人改革への対応  
・組織体制の改善  
等



## 第2章 森林整備に関する事項

### 1. 分収造林事業

#### (1) 採算性判定に基づく森林区分

事業地の森林の生育状況、林道・作業道の状況について地図情報システム（GIS）を活用した「森林資源台帳」の整備を進め、これに基づき、事業地の採算性判定を行う。

なお、この採算性判定は、今後、中期経営改善計画の改訂の機会を目途に継続的に見直しを行う。

採算性が見込めない森林は、分収造林契約の目的を達することができないことから、現状のまま返還するよう、土地所有者と分収造林契約の解約に向けて協議を進める。なお、今後の木材価格の変化、林道や作業道の進捗状況等によって採算性判定の見直しにより結果が変わることがありうることから、明らかに不採算林と見込まれるものから優先的に解約協議を進める。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
採算性判定の実施	第1回判定	-	-	-	第2回判定	

#### (2) 保育施業基準の見直しと森林整備

契約を継続する森林については、採算林と非採算林の区分に応じ、保育施業基準を見直し、これに基づき適切な整備を推進する。

事業の実施にあたっては、滋賀県等関係機関と連携しつつ、できる限り補助金等を確保して事業の進捗を図る。

[滋賀県造林公社]

保育施業

項目	H23	H24	H25	H26	H27	計	達成状況	長期経営計画の目標
間伐 (ha)	85	-	-	-	80	165	3,185	3,739
採算林	85	-	-	-	-	85	(85)	(85)
非採算林	-	-	-	-	80	80	(80)	(634)
枝打 (ha)	56	-	-	-	-	56	7,203	7,203
採算林	56	-	-	-	-	56	(56)	(56)
病虫害獣防除 (ha)	47	-	-	-	80	127	2,452	3,006
採算林	47	-	-	-	-	47	(47)	(47)
非採算林	-	-	-	-	80	80	(80)	(634)

「達成状況」欄の（ ）は、平成23年度以降に実施した数量の累計を計上している。

「長期経営計画の目標」の（ ）は、長期経営計画の計画期間中に実施すべき数量を計上している。

路網等整備

項目	H23	H24	H25	H26	H27	計	達成状況	長期経営計画の目標
作業道 補修 (m)	1,300	-	-	-	-	1,300	-	-
作業道 開設 (m)	2,000	2,100	-	-	-	4,100	37,261	37,261
拡幅 (m)	-	2,700	2,500	2,500	2,500	10,200	-	-
補修 (m)	200	-	-	-	-	200	-	-

路網は、主に保育のために整備するもののみを挙げており、伐採・搬出のため別途整備するものは含まない。

会社の作業道は、作業道（幅員が 0.6m の歩道）、作業道（幅員が 1.8m ~ 2.5 m の作業道）、作業道（幅員が 2.5 m ~ 3.0 m の林道規定に基づく自動車道 3 級の道路構造に準じた作業道）に区別している。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	達成状況	長期経営計画の目標
路網延長 (m)	42,925	45,025				45,025	45,025
路網密度 (m/ha)	6.2	6.5				6.5	6.5

路網延長は、作業道と作業道の計で、作業道および林道等公共車道は含まない。

路網密度は、作業道延長計を H22 年度末の管理面積（6,796ha）で除したもの

[びわ湖造林公社]

保育施業

項目	H23	H24	H25	H26	H27	計	達成状況	長期経営計画の目標
除伐 (ha)	174	174	231	231	231	1,041	15,994	16,618
採算林	174	174	231	231	231	1,041	(1,041)	(1,665)
間伐 (ha)	231	231	231	231	231	1,155	7,757	11,675
採算林	231	231	231	231	231	1,155	(1,155)	(4,124)
非採算林	-	-	-	-	-	-	(-)	(949)
枝打 (ha)	145	145	145	145	145	725	11,490	13,028
採算林	145	145	145	145	145	725	(725)	(2,263)
病虫害獣防除 (ha)	287	87	87	87	87	635	7,630	9,484
採算林	287	87	87	87	87	635	(635)	(1,540)
非採算林	-	-	-	-	-	-	(-)	(949)

「達成状況」欄の（ ）は、平成23年度以降に実施した数量の累計を計上している。

「長期経営計画の目標」の（ ）は、長期経営計画の計画期間中に実施すべき数量を計上している。

路網等整備

項目	H23	H24	H25	H26	H27	計	達成状況	長期経営計画の目標
作業道 補修 (m)	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	11,500	-	-
作業道 開設 (m)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	7,000	67,650	76,650
作業道 補修 (m)	200	200	200	200	200	1,000	-	-

路網は、主に保育のために整備するもののみを挙げており、伐採・搬出のため別途整備するものは含まない。

公社の作業道は、作業道（幅員が0.6mの歩道）、作業道（幅員が1.8m～2.5mの作業道）、作業道（幅員が2.5m～3.0mの林道規定に基づく自動車道3級の道路構造に準じた作業道）に区分している。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	達成状況	長期経営計画の目標
路網延長 (m)	105,553	106,953	108,353	109,753	111,153	111,153	120,153
路網密度 (m/ha)	8.5	8.6	8.7	8.8	9.0	9.0	9.7

路網延長は、作業道と作業道の計で、作業道および林道等公共車道は含まない。

路網密度は、作業道延長計をH22年度末の管理面積（12,410ha）で除したもの

### (3) 利用間伐の推進

間伐において収入増加に向けて利用間伐を積極的に実施する。

また、間伐材の販売促進を図るとともに、燃料としての利用等の新たな活用策について、関係機関と連携して検討する。

#### [滋賀県造林公社]

項目	H23	H24	H25	H26	H27	計	達成状況	長期経営計画の目標
面積 (ha)	16	-	-	-	-	16	97	97
材積 (m3)	800	-	-	-	-	800	4,216	4,216
販売収入 (千円)	4,000	-	-	-	-	4,000	-	-

#### [びわ湖造林公社]

項目	H23	H24	H25	H26	H27	計	達成状況	長期経営計画の目標
面積 (ha)	7	46	46	46	46	191	243	834
材積 (m3)	350	2,310	2,310	2,310	2,310	9,590	11,016	40,706
販売収入 (千円)	1,750	11,550	11,550	11,550	11,550	47,950	-	-

## 2. 分収育林事業 [びわ湖造林公社]

採算林の保育基準に準じて、適切な保育管理を行う。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	計	達成状況	長期経営計画の目標
間伐 (ha)	-	4	4	-	-	8	-	-
枝打 (ha)	-	4	4	-	-	8	-	-

## 第3章 木材の生産および販売に関する事項

### 1. 木材の生産

#### (1) 分収造林事業

滋賀県造林公社が昭和40年度に植栽した森林は平成27年度に11齢級(51年生)に達することから、全体を10年間隔で4回に分けて伐採するうちの1回目の伐採として、該当する森林を伐採し、木材生産を行う。

伐採を予定する事業地について、さまざまな伐採手法と搬出技術を組み合わせた、適切で効率的な伐採・搬出方法を検討し、具体的な伐採計画を策定する。その際、路網と車両による作業システムを積極的に導入する。また、土地所有者の同意を得て土地所有者の持分の造林木を林地に残す「材積分収方式」も検討する。

伐採後は天然下種更新をめざすものとするが、必要な対応やその後の伐採方法の検討等に反映するため、伐採後の更新状況について継続的なモニタリング調査を行う。

[滋賀県造林公社]

項目	H23	H24	H25	H26	H27	計	達成状況	長期経営計画の目標
伐採面積 (ha)	-	-	-	-	2	2	2	2,503
木材生産量 (m3)	-	-	-	-	427	427	427	668,160
販売収入 (千円)	-	-	-	-	107	107	107	2,606,959
伐採地モニタリング調査					→			

#### (2) 間伐地の更新状況等調査

滋賀県造林公社の平成27年度からの伐採に向けて、伐採後の天然下種更新の可能性等を明らかにするため、間伐地の中から調査対象地を選定し、その更新状況等の調査を行う。

調査にあたっては、滋賀県に協力を要請し連携して取り組む。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
更新状況等の調査			→			平成25年度に調査結果を取りまとめ

#### (3) 分収育林事業 [びわ湖造林公社]

分収育林契約に従って、朽木こだまの森(高島市)、第2朽木こだまの森(高島市)、石堂の森(甲賀市)、あいの森(甲賀市)および大河原の森(甲賀市)について、伐採および収益の分収を行う。

伐採にあたっては、公益的機能の発揮に配慮し、土地所有者の同意を得て土地所有者の持分の造林木を林地に残す材積分収方式を基本とし、伐採方法は定性伐採(抜き伐り)を基本とする。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	計	達成状況	長期経営計画の目標
伐採面積 (ha)	10.30	-	5.00	-	7.26	22.56	27.18	56.12
木材生産量 (m3)	2,212	-	511	-	611	3,334	4,263	6,458
販売収入 (千円)	13,124	-	5,556	-	8,432	27,112	-	-

平成23年度伐採事業地は、朽木こだまの森・第2朽木こだまの森  
平成25年度伐採事業地は、石堂の森  
平成27年度伐採事業地は、あいの森・大河原の森  
販売収入は、土地所有者との合意の上、材積分収を行うことを前提に算定

## 2. 木材の販売

### (1) 販路の開拓

平成27年度から滋賀県造林公社が木材生産を開始し、平成35年度以降、両公社において計画的に木材生産を行っていくことを視野に、需要の的確な把握や販路開拓の道筋をつけることをめざし、伐採計画等について原木市場や工場等に積極的な営業活動、情報提供を行う。

また、あらかじめ安定的な販売先の確保を図るとともに、より高い収益を得るため、素材生産業者、合板・集成材工場、原木市場等との提携等も視野に入れ、販売の仕組みの構築を図る。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
販売の仕組みの構築						→ 直接取引企業数3社

### (2) 木材販売の基盤の整備

木材市況に応じた造材および仕分ならびに営業に向け、必要な知識、技術の習得のための研修等を行い職員の養成を図る。

木材の仕分け、貯蔵、運搬等のために必要な中間土場の確保について、原木市場や森林組合等との連携も図りつつ、検討を進める。

伐採を行う素材生産業者の人員や高性能林業機械等の基盤整備を促進するため、両公社の伐採計画の状況を素材生産業者に対し積極的に提供する。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
中間土場の確保に向けた検討						→
素材生産業者に対する情報提供						→

## 第4章 財務状況の改善に関する事項

### 1. 分収造林契約の変更・解約

分収造林契約について、次のような方法により、土地所有者の理解を得ながら、採算林における分収割合の変更および長伐期化に向けた契約期間の延長に係る契約変更、不採算林の契約の解約を進める。

#### (1) 地域協力員の設置

土地所有者への説明・協議の方法の検討、地域説明会の開催等にあたって協力を得るため、土地所有者等の中から地域協力員を委嘱する。

#### (2) 地域説明会の開催

財産区、生産森林組合等の関係者や集落単位で説明、協議する場等として、必要に応じ地域ごとに説明会を開催する。

#### (3) 情報提供・発信

土地所有者に対して、造林公社の経営状況や分収造林契約の見直しにかかる考え方および今後の方針等について、公社広報誌「森の虹」の送付等により情報提供を行う。

契約の解約にあたっては、森林の公益的機能の持続的発揮のため、当該森林の状況や土地所有者の意向を踏まえ、地域における施業の集約化にも配慮しつつ、必要に応じて造林事業の実施、環境林整備事業による強度間伐の実施、保安林の指定等の対策が講じられるよう、滋賀県等関係機関と協議・調整を行う。また、企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）やカーボン・オフセット・クレジット制度（J-VER）の収益等の取り組みによる支援を検討する。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
分収割合の変更に係る分収造林契約の変更率(%)	50	80	100			
不採算林に係る分収造林契約の解約率(%)	30	80	100			
契約期間の延長に係る分収造林契約の変更率(%)	90	95	100			
地域協力員の設置・活動	—————→					地域協力員数40人 平成23年度中に設置
地域説明会の開催	—————→					開催箇所数60箇所

分収割合の変更および契約期間の延長に係る分収造林契約の変更の進捗目標は、第1回目の採算性判定により契約を継続することとした事業地面積のうち、契約変更を達成したものの割合

不採算林に係る分収造林契約の解約に係る進捗目標は、第1回目の採算性判定により契約を解約することとした事業地面積のうち、解約を達成したものの割合

## 2. 森林資源の新たな活用

採算林の中から適地を選定し、企業等から間伐等に対する資金の提供と森林整備への参加を図る企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）について導入を進める。導入にあたっては、付加価値を高めるため、滋賀県森林CO<sub>2</sub>吸収認証やカーボン・オフセット・クレジット制度（J-VER）を組み合わせつつ検討する。

また、森林認証については、事務や経費負担の観点から検討を進めつつ、導入に向けて検討を進める。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）の導入						両公社連携して導入し、期間中の目標件数は3件
滋賀県森林CO <sub>2</sub> 吸収認証、カーボン・オフセット・クレジット制度（J-VER）の導入検討						検討の結果を踏まえて、両公社連携して導入
森林認証の導入検討						同上

## 3. その他の財務状況の改善の取り組み

### （1）補助金の確保および受託事業の確保

財務状況の改善を図るため補助金の確保に努めるとともに、事務負担等を考慮しながら受託事業の確保を図る。

### （2）経費の節減

保育、伐採等において、路網と高性能林業機械を活用した低コスト作業システムの採用等による事業費の削減のほか、管理費等の節減に努める。



#### 4. 期間中の収支の見通し

##### (1) 分収造林事業

[滋賀県造林公社]

(単位：百万円)

項目		H23	H24	H25	H26	H27	計	備考
収 入	伐採収入	-	-	-	-	0.11	0.11	
	間伐材販売収入	4	-	-	-	-	4	
	造林補助金(非皆伐施業等)	-	-	-	-	6	6	
	造林補助金(保育等)	29	16	10	10	52	117	
	管理運営費補助等	84	138	56	49	41	368	
	その他収入	34	11	11	11	11	78	
計 (A)		151	165	77	70	109	573	
支 出	造林事業費	34	-	-	-	47	82	
	付帯事業費	19	34	23	23	24	123	
	管理費	64	120	43	37	21	285	
	分収交付金等	-	-	-	-	0.02	0.02	
	その他支出	33	11	11	11	11	76	
計 (B)		151	165	77	70	104	567	
償還財源 (A) - (B)		-	-	-	-	6	6	

端数処理に伴い、各年度の計欄数値および償還財源数値があわない場合がある。

[びわ湖造林公社]

(単位：百万円)

項目		H23	H24	H25	H26	H27	計	備考
収 入	伐採収入	-	-	-	-	-	-	
	間伐材販売収入	2	12	12	12	12	48	
	造林補助金(非皆伐施業等)	-	-	-	-	-	-	
	造林補助金(保育等)	86	86	96	96	96	460	
	管理運営費補助等	192	205	150	116	151	814	
	その他収入	121	45	29	29	29	253	
計 (A)		402	347	287	252	287	1,575	
支 出	造林事業費	127	114	125	125	125	616	
	付帯事業費	18	18	18	18	18	92	
	管理費	175	186	115	80	115	671	
	分収交付金等	-	-	-	-	-	-	
	その他支出	80	29	29	29	29	197	
計 (B)		402	347	287	252	287	1,575	
償還財源 (A) - (B)		-	-	-	-	-	-	

端数処理に伴い、各年度の計欄数値および償還財源数値があわない場合がある。

##### (2) 分収育林事業 [びわ湖造林公社]

(単位：百万円)

項目	H23	H24	H25	H26	H27	計	備考
事業収入 (A)	13	-	6	-	8	27	
事業支出 (B)	11	-	5	-	7	23	
償還財源 (A) - (B)	2	-	1	-	1	4	

端数処理に伴い、各年度の計欄数値および償還財源数値があわない場合がある。

## 第5章 組織体制の改善に関する事項

### 1. 公益法人制度改革への対応

#### (1) 両会社の合併

両会社を平成23年度中に合併し、社団法人として存続させる。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
両会社の合併	合併					平成23年度末までに合併登記

#### (2) 新法人への移行

合併後、平成24年度中に移行認定を受け、平成25年度初めに公益社団法人への移行をめざす。

また、公益認定基準が満たせない場合は一般社団法人に移行し、税法上の非営利型法人となることをめざす。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
新法人への移行		移行認定	移行			平成25年度初めに移行登記

### 2. 事務局体制の整備と人材の育成・確保

#### (1) 事務局体制の整備

滋賀県をはじめ関係機関と人員の確保等について協議を進めつつ、次のような体制の整備を図る。

- ・専任の経営責任者（理事長）を置く。
- ・新たに販路開拓のための営業部門を置く等事務局の組織を改編する。
- ・分収造林契約の変更・解約および木材生産・販売に関し、それぞれ組織横断的に連携するためのチームを編成する。

分収造林契約更改促進チーム：森林管理および契約管理の各部門職員で構成

木材生産・販売促進チーム：森林管理、契約管理および営業の各部門職員で構成

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
経営責任者の設置			設置			
事務局組織の改編		改編				

## (2) 人材の育成・確保

木材の生産や販売に向けて必要な知識・技術等を習得するための研修等の実施や、人材の確保を進める。

(例) 企業等派遣研修

木材生産・伐採搬出技術研修

素材選別研修

木材販売現地研修 等

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
企業等派遣研修 (人)		1	1			
その他技術研修等の実施						

## 第6章 その他経営の改善に関し必要な事項

### 1. 財務運営の改善

#### (1) 林業公社会計基準への対応

公益法人制度改革に基づく新法人への移行に合わせ、「林業公社会計基準」に基づき会計処理を行う。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
林業公社会計基準の適用				適用		平成25年度決算から適用

#### (2) 契約方法の改善

契約方法について原則として一般競争入札制度を導入する。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
一般競争入札制度の導入		導入				

### 2. 経営の透明性の向上と関係者の理解の醸成

#### (1) 関係者への情報の提供・発信

広報誌「森の虹」やホームページ等の充実を図り積極的に情報の提供や発信を行う。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
情報提供・発信	—————→					

#### (2) 森林づくり活動等への参画の促進

滋賀県、環境関連団体、林業関連団体、ボランティア団体等が実施する森林づくり等に関する活動について、活動の場としての公社林の提供、指導への協力、協賛団体等として参画することにより、公社の事業に対する理解の促進を図る。

(例) 森林ボランティア団体等の活動への参画、協力

びわ湖水源のもりの日」「びわ湖水源の森づくり月間」への協賛

森林環境学習「やまのこ」事業への協力

緑の募金活動への参加

等

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
森林づくり活動等への参画の促進	—————→					

### 3. その他の経営の改善の取り組み

#### (1) 森林法に基づく森林経営計画の策定

森林法改正を踏まえ、これまでの森林施業計画に代わる森林経営計画（計画期間5カ年）を策定し、知事または関係市町長の認定を受ける。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
森林経営計画の策定	策定					

#### (2) 森林資源管理台帳の整備

公社の営林地についての森林資源の状況等を明らかにするため、地図情報システム（GIS）による森林資源管理台帳を整備する。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
森林資源管理台帳の整備	整備					

### 4. 計画の進行管理

毎年度の事業計画に対する実施状況等について、評価委員会の意見を踏まえつつ自己評価を行い、その結果を踏まえ、必要な場合は事業の内容や実施方法の改善・充実、中期経営改善計画の見直し等を行う。

項目	H23	H24	H25	H26	H27	備考
毎年度の事業実施状況の自己評価						評価委員会を平成24年度に設置

### 5. 関係者への支援要請と連携

保育事業、伐採事業等を計画的に推進していくため、滋賀県等に対し補助金の確保を要請するのをはじめ、次のような事項について関係者への支援・協力の要請や関係者との連携を進める。

- (1) 保育事業および伐採事業等に係る補助金等の確保
- (2) 伐採後の天然下種更新にかかる獣害対策等の実施
- (3) 伐採地モニタリング調査、間伐地の更新状況等調査、必要な場合の植栽等
- (4) 不採算林にかかる契約解約後の公益的機能の持続的発揮に向けた対応
- (5) 木材流通体制の整備および木材流通にかかる情報の提供等
- (6) 県民等の理解の醸成に向けた情報提供・発信、森林づくり等に関する滋賀県が実施する行事への参画等
- (7) 滋賀県が行う研修への参加等、事業推進にあたって必要な人材の確保および育成

また、全国森林整備協会等を通じ、木材生産と販売の手法、分収造林契約変更等について、情報交換を図り経営に活かすとともに、国等関係機関への共同要望、共通課題について検討等を行う。



# 造林公社経営計画検討委員会





## 造林公社経営計画検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社(以下「造林公社」という。)が将来にわたり健全な経営を確保しつつ設立目的を果たしていくため、経営最終年を目標年次とした長期経営計画とこれに基づく5カ年の中期経営改善計画の策定に向け、造林公社経営計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し意見を述べる。

- (1) 経営最終年を目標年次とした長期経営計画の案
- (2) 長期経営計画案に基づく5カ年の中期経営改善計画の案
- (3) 前(1)(2)のそれぞれの計画案に関連する必要な施策等
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

### (委員)

第3条 委員会は、造林公社理事長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

2 委員会は、委員の互選により委員長を置く。

3 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月末日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、必要に応じ会議において協議のうえ公開の可否を定めることができるものとする。

### (結果の報告)

第6条 委員長は、第2条に規定する所掌事務の結果をとりまとめ、造林公社理事長に報告する。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、造林公社事務局に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成22年(2010年)6月10日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

## 造林公社経営計画検討委員会 委員名簿

(五十音順)

大 原 偉 樹 森林総合研究所関西支所 主任研究員

荻 大 陸 成美大学教授

(委員長) 栗 山 浩 一 京都大学大学院教授

(副委員長) 阪 田 眞 二 公認会計士

土 井 裕 明 弁護士

堀 学 巳 甲賀森林組合参事

宮 城 定右衛門 森林経営者(指導林家)

山 田 喜久男 甲賀林材株式会社専務取締役

役職等は、委嘱当時。

# 造林公社経営計画検討委員会会議公開方針

(平成23年6月21日第1回会議で決定)

## 第1 趣旨

この方針は、「造林公社経営計画検討委員会設置要綱」第5条第4項および第8条に基づき、造林公社経営計画検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 会議の公開・非公開の取扱

1. 委員会の会議は、原則として公開するものとする。
2. 公開することにより、造林公社または造林公社の社員もしくは出資者の事務・事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合のほか公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合等、必要に応じて委員長が委員会に諮り会議を非公開とすることができる。

## 第3 会議の開催の周知

委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ会議開催案内を作成し、インターネット上のホームページへの掲載により周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

## 第4 公開の方法等

委員会の会議の公開方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

### 1. 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。  
また、会議の全部を非公開とする場合にあっては、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。
- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。
- (4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
- (5) 傍聴者は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。
- (6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

### 2. 会議結果の公表

- (1) 公開した会議の結果については事務局において、議事録（非公開の議題については会議要録）を作成するものとする。
- (2) 議事録または会議要録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。
- (3) 議事録または会議要録は、会議資料とともにホームページへ掲載するものとする。  
ただし、個人情報等公開することが不適当と認められる事項については公開しないこととすることができる。

## 第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が委員会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

# 造林公社経営計画検討委員会傍聴要領

(平成23年6月21日第1回会議で決定)

## 第1 趣旨

この要領は、「造林公社経営計画検討委員会会議公開方針」に基づき、会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 傍聴の手続等

会議の傍聴を希望する者は、次に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会時刻までに、会場に設置する受付において、住所、氏名その他委員長が必要と認める事項を申し出て、傍聴を申し込むものとする。
- (2) (1)による傍聴を希望する者が定員を超え、会場に余裕があると認められる場合は、委員長の判断により傍聴を許可できるものとする。
- (3) 会議の開会時刻以降の傍聴許可はしないものとする。
- (4) 傍聴の許可を受けた者は、係員の指示に従い、会議の会場へ入場し、所定の席に着席しなければならない。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

## 第3 傍聴することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者
- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

## 第4 傍聴人の遵守事項

1. 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
  - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
  - (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと
  - (4) みだりに席を離れないこと。
  - (5) 飲食または喫煙をしないこと。
  - (6) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること
  - (7) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと
  - (8) 前7号の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従うこと。
2. 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、注意を促し、なお注意に従わないときは、退場を命ずることができる。
3. 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

## 第5 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 造林公社経営計画策定の経過

- 平成22年 6月10日(木) 造林公社経営計画検討委員会設置
- 6月28日(月) 造林公社経営計画検討委員会委員の委嘱
- 平成23年 6月21日(火) 第1回 経営計画検討委員会 会議  
検討内容 ・経過・現状について  
・経営の方針について 等
- 7月 5日(火) 第2回 経営計画検討委員会 会議  
現地調査 甲賀市信楽町宮町事業地  
検討内容 ・採算性に基づく森林区分・再編について  
・効率的森林管理・整備について  
・適切な伐採方法の選択について  
・木材の販売について  
・分収割合の見直しについて  
・森林資源の新たな価値の創出について 等
- 7月19日(火) 第3回 経営計画検討委員会 会議  
検討内容 ・土地所有者の意見について  
・収支の見通しについて  
・組織体制について  
・その他健全な経営の確保について 等
- 8月 1日(月) 公社より社員役員等関係者に経営計画(素案)について説明
- 8月17日(水) 第4回 経営計画検討委員会 会議  
検討内容 ・長期経営計画(案)および中期経営改善計画(案)  
について 等
- 8月29日(月) 経営計画検討委員会は、両公社理事長に、長期経営計画書(案)  
および中期経営改善計画(案)を報告
- 9月 1日(木) (財)びわ湖造林公社  
評議員会で長期経営計画および中期経営改善計画が承認  
理事会で長期経営計画および中期経営改善計画が議決
- 9月 2日(金) (社)滋賀県造林公社  
臨時総会で長期経営計画および中期経営改善計画が議決
- 9月 6日(火) 社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例に基づき、  
長期経営計画および中期経営改善計画を滋賀県へ報告。



# 用語解説





# 用語解説

## 五十音順

．．．．． ア行 ．．．．．

ウインチ付きグラブ	「作業システムに使用する主な林業機械(P78)」参照。
A材(Aざい)	「素材(P73)」参照。
枝打ち(えだうち)	「主な森林施業(P80)」参照。
枝払い(えだはらい)	「素材生産(P73)」参照。

．．．．． カ行 ．．．．．

カーボン・オフセット	自らが排出する温室効果ガスのうち削減困難な部分を、他で実現した排出削減・吸収量(クレジット)の購入等により埋め合わせる(オフセットすること)。
J-VER制度(ジェイバーせいど)	平成20年11月に政府が開始した、国内の排出削減・吸収プロジェクトによる温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして発行・管理する仕組みを定めた制度。
滋賀県森林CO <sub>2</sub> 吸収認証制度 (しがけんしんりんCO <sub>2</sub> きゅうしゅうにんしゅうせいど)	企業、団体、学校などが整備する森林について、二酸化炭素の吸収量を数値化し、滋賀県が認証する制度。
改植(かいしょく)	「主な森林施業(P79)」参照。
皆伐(かいばつ)	一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種。
架線系作業システム (かせんけいさぎょうシステム)	「作業システム(P71)」参照。
下層植生(かそうしょくせい)	森林において、上木(スギ・ヒノキ等の高木)に対する、下木(低木)及び草本類等からなる植物集団のまとまり。
環境林整備事業 (かんきょうりんせいびじぎょう)	市町、森林組合および森林所有者が協定に基づき、手入れができない人工林において強度間伐を実施することにより、林内に光を入れ、広葉樹等の生育を促し針広混交林(環境林)へ誘導する事業。 滋賀県が、琵琶湖森林づくり計画に基づき、琵琶湖森林づくり県民税を財源として実施する事業の一つ。
間伐(かんばつ)	「主な森林施業(P80)」参照。
木起こし(きおこし)	「主な森林施業(P79)」参照。
企業の森(きぎょうのもり)	企業が費用や労働力を提供し、森林所有者等が活動のフィールドを提供するなど、企業と森林所有者等が行う森林保全・活用の取組。 滋賀県では、琵琶湖の水源であり、また、二酸化炭素の吸収源としても大切な森林を次世代に健全な姿で引き継ぐために、環境活動に熱心な企業を森林づくりのパートナーと位置づけ、資金の提供や森林保全活動などについて、原則5年以上を期間とする協定を締結してもらうよう「琵琶湖森林づくりパートナー協定」のコーディネートを行っている。
旧農林漁業金融公庫 (きゅうのうりんぎょぎょうきんゆうこう)	昭和28年に農林漁業金融公庫法に基づいて設立された全額政府出資の政府金融機関。平成20年10月に(株)日本政策金融公庫に統合。

強度間伐(きょうどかんばつ)	強度間伐とは、一般的に間伐実施前の立木の40%程度を超える伐採を行う間伐のこと。 通常、間伐は間伐実施前の立木の20%～35%を伐採する。								
原木市場(げんばくいちば)	主として製材などの原料として用いられる丸太の取引を行う市場(事業所)のこと 主として製材品を取り扱うものを「製品市場」という。								
公益的機能(こうえきてききのう)	森林は、安全で安心な生活を維持する上で、重要な多面的機能を有している。これを森林のもつ多面的機能という。 農林水産大臣の諮問に対し日本学術会議より答申された「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(平成13年11月)において、森林のもつ多面的機能には次のような機能があるとされている。 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td>生物多様性保全機能</td> <td>地球環境保全機能</td> </tr> <tr> <td>土砂災害防止機能 / 土壌保全機能</td> <td>水源かん養機能</td> </tr> <tr> <td>快適環境形成機能</td> <td>保健・レクリエーション機能</td> </tr> <tr> <td>文化機能</td> <td>物質生産機能(林産物生産機能)</td> </tr> </table> 公益的機能は、この多面的機能から林産物生産機能を除いた機能を指す。	生物多様性保全機能	地球環境保全機能	土砂災害防止機能 / 土壌保全機能	水源かん養機能	快適環境形成機能	保健・レクリエーション機能	文化機能	物質生産機能(林産物生産機能)
生物多様性保全機能	地球環境保全機能								
土砂災害防止機能 / 土壌保全機能	水源かん養機能								
快適環境形成機能	保健・レクリエーション機能								
文化機能	物質生産機能(林産物生産機能)								
公益法人制度改革(こうえきほうじんせいどかいかく)	国の行政改革の一環として、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、平成20年12月に施行された公益法人制度に関する制度改革で主な内容は次のとおり、 従来の知事等による公益法人の設立許可制度を改め、新たに、登記のみで法人が設立できる一般社団・財団法人についての制度を創設。 一般社団・財団法人のうち公益目的事業を主たる目的とする法人であって、法が定める基準を満たすものについては、民間有識者による委員会の意見に基づき知事が認定する公益社団・財団法人の制度を創設。 従来の民法に基づく公益法人は、平成25年11月30日までに移行申請を行い、公益社団・財団法人への移行認定もしくは一般社団・財団法人への移行認可を受ける必要があり、申請を行わなかった場合には解散となる。								
更新(いっしん)	森林又は樹木の世代が交代すること。 「人工更新(人工造林)」と「天然更新」に区分できる。								
天然更新(てんねんこうしん)	天然下種更新や萌芽更新(林木を伐採したあとの株からの芽生えにより更新すること。)など、主として天然(自然)の力によって、森林又は樹木の世代が交代すること。								
天然下種更新(てんねんかしゅこうしん)	天然更新の一種で、種子が自然に落下・発芽・成長することによって、森林又は樹木の世代が交代すること。								
高性能林業機械(こうせいのうりんぎょうきかい)	チェーンソーや集材機等のような従来の林業機械に比べて、作業効率や労働強度の軽減等の面に優れた性能をもつ林業機械。 主な高性能林業機械として、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤード、スイングヤードなどがある。 「作業システムに使用する主な林業機械(P78)」参照。								
合板(ごうばん)	「用材(P76)」参照。								
. . . . . サ行 . . . . .									
財産区(ざいさんく)	地方自治法に基づき、市町村の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村の廃置分合若しくは境界変更の場合において関係地方公共団体の財産処分に関する協議に基づき市町村の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもので、特別地方公共団体とされる。(地方自治法第294第1項) ここでいう財産区は、市町村合併の際、集落や旧市町村の所有していた森林について設けられ、その森林を地元民が使用収益しているもの。								
再造林(さいぞうりん)	人工林の伐採跡地に再度人工造林を行うこと。								

作業システム(さぎょうシステム)	<p>素材生産現場における、作業と機械と人の有機的な組み合わせのこと。</p> <p>立木の伐倒、林道端や土場への搬出、造材、トラック積み込みまでの一連の作業プロセスを対象としている。</p> <p>フォワーダなど車両系集材機械を中心とした「車両系作業システム」と、集材機・タワーヤード・スイングヤードなど架線系集材機械を中心とした「架線系作業システム」に区分できる。</p>
作業道(さぎょうどう)	林道を補完し、間伐等の作業を行うために林内に作設される簡易な構造の道。
C材(Cざい)	「素材(P73)」参照。
J-VER制度(ジェイバーせいど)	「カーボン・オフセット(P69)」参照。
滋賀県森林CO <sub>2</sub> 吸収認証制度(しがけんしんりんCO <sub>2</sub> きゅうしゅうにんしゅうせいど)	「カーボン・オフセット(P69)」参照。
下刈り(したがり)	「主な森林施業(P79)」参照。
車両系作業システム(しゃりょうけいさぎょうシステム)	「作業システム(P71)」参照。
集材(しゅうざい)	「素材生産(P73)」参照。
集材機(しゅうざいき)	「作業システムに使用する主な林業機械(P78)」参照。
集成材(しゅうせいざい)	「用材(P76)」参照。
集積(しゅうせき)	「素材生産(P73)」参照。
主伐(しゅばつ)	次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。
除伐(じょばつ)	「主な森林施業(P80)」参照。
針広混交林(しんこうこんこうりん)	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。
人工造林(じんこうぞうりん)	苗木の植栽、種子の直播き(じかまき)、挿し木など、人為的な更新方法により森林を造成すること。
人工林(じんこうりん)	人工造林により成立した森林のこと。
新植(しんしょく)	「主な森林施業(P79)」参照。
森林吸収源対策(しんりんきゅうしゅうげんたいさく)	<p>地球温暖化防止のため、温室効果ガスの削減を森林のCO<sub>2</sub>吸収量で補うために行う森林経営(持続可能な方法で森林の多様な機能を十分発揮するための一連の作業)等にむけた取組。</p> <p>我が国は、平成9年に開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議において採択された京都議定書において規定されている、第1約束期間(平成20年から平成24年)に対基準年(二酸化炭素については平成2年が基準年)比6%の削減約束を達成するために、森林経営による吸収量として基準年総排出量比3.9%を確保することを目標としている。</p> <p>この目標の達成に向けて、農林水産省は平成15年から地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を展開している。</p>
森林経営計画(しんりんけいけいけいかく)	<p>森林所有者又は森林経営の受託を受けたものが、単独又は共同で、自らが所有する森林又は森林経営を受託している森林を対象として、森林の多面的機能の十分な発揮に資する持続的な森林経営を確立することを目的とする、5年間の計画。</p> <p>平成23年4月の森林法の改正により、森林所有者等が作成する現行の森林施業計画が森林経営計画に改められた。</p>
森林県連合(しんりんけんれんごう)	「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合(P72)」参照。

森林整備(しんりんせいび)	森林施業とそのために必要な施設(林道等)の作設、維持を通じて森林を育成すること。
森林整備法人(しんりんせいびほうじん)	造林又は育林の事業及び分収方式による造林又は育林の促進を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を保有し、一般財団法人にあつては基本財産の過半を拠出しているもの。(分収林特別措置法第9条)
森林整備法人全国協議会(しんりんせいびほうじんぜんこくきょうぎかい)	森林整備法人の長期的な発展と円滑な事業の推進を図ることを目的とした、森林整備法人に係る都府県が組織する団体。 昭和52年7月設立。 参加府県は、滋賀県含む31都府県。(平成23年6月時点)
森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合(しんりんせいびほうじんとうのけいはいかいぜんをすいしんするためのしんりんけんれんごう)	森林整備法人及び分収造林事業を直接実施している都府県が行う、国等への森林整備法人等の経営改善のための提案活動について、同様の課題を抱えている関係都府県が連携を図りながら、国等に対して、共同してより強力に行っていくための推進組織として、幅広い参画のもとに設立された団体。 平成15年5月設立。 参加府県は、滋賀県含む34府県。(平成23年6月時点)
森林施業(しんりんせぎょう)	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等、一連の森林に対する人為的行為を実施すること。 「主な森林施業(P79・P80)」で主な森林施業を解説。
森林認証(しんりんにんしょう)	消費者による木材の購入について選択的な価値を生み出すため、森林経営の持続性や環境保全などへの配慮等に関して一定の基準に基づいた森林を認証し、認証された森林から算出される木材や木材製品(認証材)を分別し表示・管理しようとする制度。 代表的な制度として、世界的規模のFSC(Forest Stewardship Council、森林管理協議会)や我が国独自の制度であるSGEC(Sustainable Green Ecosystem Council、緑の循環認証会議)などがある。
森林のもつ公益的機能(しんりんのもつこうえきてききのう)	「公益的機能(P70)」参照。
森林のもつ多面的機能(しんりんのもつためんてききのう)	「公益的機能(P70)」参照。
水源かん養(すいげんかんよう)	森林が主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させることにより、洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させ、また、流出する水の濁りを少なくするなど、川の流量や水質を人間にとって都合がよいように変えてくれる働き。 大きく分けて、洪水緩和機能(雨が河川に流れ出るまでの時間を遅らせる機能)、水資源貯留機能(安定な河川流量が得られる機能)、水質浄化機能(通過する雨水の水質が改善、あるいは清澄なまま維持される機能)に分けられる。ただし、森林は水を生み出すわけではないこと、大規模な洪水の場合は洪水緩和効果は大きくないこと、渇水時にはかえって河川の流量が減少する場合もあることなどに注意する必要がある。
スイングヤーダ	「作業システムに使用する主な林業機械(P78)」参照。
製材(せいざい)	「用材(P76)」参照。
生産森林組合(せんさんしんりんくみあい)	森林組合法に基づき設立される法人で、組合員が森林の使用収益権を組合に移転し、労働と経営能力を提供して組合自らが森林経営を行うもの。 通常の森林組合は組合員の森林経営の一部(例えば、施業、販売、購買など)の共同化を行うものである点で異なる。 その多くは、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」による入会林野の整備によって生まれた。
施業(せぎょう)	「森林施業(P72)」参照。

施業の集約化 (せぎょうのしゅうやくか)	林業事業者などが、複数の森林所有者が持つ隣接する森林を取りまとめ、路網の作設や間伐の施業を一括して行うこと。 個々に施業を行うより効率的な森林整備を図ることが可能となる。
施肥(せひ)	「主な森林施業(P80)」参照。
全国森林整備協会 (ぜんこくしんりんせいびきょうかい)	造林、保育等森林の整備を促進するための事業、そのほか緑化に関する事業を行うとともに、林業公社に共通する問題の解決を図り、もって内外の森林整備の促進に資することを目的とし、全国の林業公社等が組織する団体。 昭和40年9月設立。(当初は全国林業公社連絡協議会として設立、昭和60年4月に全国森林整備協会改組) 参加団体は、滋賀県造林公社、びわ湖造林公社を含む34公社。 (平成23年6月時点)
前生稚樹(ぜんせいちじゆ)	伐採前から林床に生育していた稚樹。
造材(ぞうざい)	「素材生産(P73)」参照。
素材(そざい)	一般的には未加工の原材料のこと。木材の場合は丸太のことを指す。
A材(Aざい)	直材(まっすぐ 通直 な丸太)。主として製材用材等に利用。
B材(Bざい)	曲がり材など。主として合板用材等に利用。
C材(Cざい)	小径木などの低質材。主としてチップ用材等に利用。
素材生産(そざいせいさん)	林内又は土場において、素材(丸太)を生産すること。 通常、伐倒・造材・集材までの過程を指す。
伐倒(ばっとう)	立木をチェーンソー等で伐り倒す作業。
造材(ぞうざい)	伐倒された立木の枝払い・玉切りを行い、丸太にする作業。
枝払い(えだはらい)	造材の一部、伐倒された立木の枝を払う作業。
玉切り(たまぎり)	造材の一部、材を利用する長さの丸太に切断する作業。
集材(しゅうざい)	散在している伐倒木や丸太を道路端や土場まで搬出する作業。
集積(しゅうせき)	原木や丸太を道路端や土場に積み上げる作業。
極積(げいせき)	土場で搬出された材を仕分け(材種別に整理)・集積する作業。
素材生産業者 (そざいせいさんぎょうしゃ)	素材生産を業とする者。
. . . . . 夕行 . . . . .	
玉切り(たまぎり)	「素材生産(P73)」参照。
多面的機能(ためんてききのう)	「公益的機能(P70)」参照。
タワーヤーダ	「作業システムに使用する主な林業機械(P78)」参照。
チェーンソー	「作業システムに使用する主な林業機械(P78)」参照。
チップ	「用材(P76)」参照。
中間土場(ちゅうかんどば)	「土場(P74)」参照。

長伐期化(ちやうばつきか)	「伐期(P74)」参照。
つる切り(つるきり)	「主な森林施業(P79)」参照。
定性伐採(ていせいばっさい)	「伐採(P75)」参照。
低炭素社会づくり (ていたんそしゃかいづくり)	化石燃料に依存しない生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造の確立により、豊かな県民生活および経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量ができる限り削減され、ならびに温室効果ガスの吸収作用の保全および強化がされた社会を構築すること。(滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例)
天然下種更新 (てんねんかしゆこうしん)	「更新(P70)」参照。
天然更新(てんねんこうしん)	「更新(P70)」参照。
特定調停(とくていちやうてい)	債務超過となるおそれのある法人等が経済的再生を図るため、裁判所に申立て、裁判所の仲介で金融機関などと話し合い、債務を整理する手続き。
土場(どば)	木材の仕分け、貯留、輸送のために利用する木材の集積場所。
山土場(やまどば)	伐採箇所に近接した森林内の土場。
中間土場(ちゆうかんどば)	山土場と市場・工場との中間に設ける土場。一般的に、大量輸送に対応するためにトレーラー等が出入りできる。

・・・・・・・・ ナ行 ・・・・・・・・

根踏み(ねぶみ)	「主な森林施業(P79)」参照。
農林漁業金融公庫 (のうりんぎょぎやうきんゆうこうこ)	「旧農林漁業金融公庫(P69)」参照。
抜き伐り(ぬきざり)	木材の利用や更新のために、森林の木を伐採するときに一度に全部切らずに伐採すること。通常は、単木的に伐る木を選択して伐採する。

・・・・・・・・ 八行 ・・・・・・・・

ハーベスタ	「作業システムに使用する主な林業機械(P78)」参照。
バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)のこと。
木質バイオマス (もくしつバイオマス)	バイオマスの中で、木材からなるもの。 通常、木質バイオマスは、間伐材(林地残材)、枝葉、薪炭林、竹、廃ホダ木などの「森林系バイオマス」と、製材工場から排出される端材・おがくずや建築廃材などが「廃棄物系木質バイオマス」に区分される。
極積(はいづみ)	「素材生産(P73)」参照。
伐期(ばつき)	収穫のため主伐を行うことを予定する林齢。
長伐期化(ちやうばつきか)	伐期を通常の倍程度に延長する(40~60年 80~100年)こと。

伐採(ばっさい)	森林内に生育している樹木(立木)や竹を伐り倒すこと。 伐採の目的により、主伐、間伐、除伐等に区分され、伐採の手法によって択伐、皆伐等に区分される。
列状伐採(れつじょうばっさい)	比較的搬出作業に適した伐採方法で、機械的に一定の間隔を開けて列状に伐採する方法。通常、等高線に対して垂直方向に伐採を行う。
定性伐採(ていせいばっさい)	生育状況の優劣(樹幹の優劣や幹の欠点)などにに基づき、立木を個別に選択して、点状に伐採する方法。
伐倒(ばっとう)	「素材生産(P73)」参照。
搬出(はんしゅつ)	森林から木材を運び出すこと。
パルプ・チップ	「用材(P76)」参照。
B材(Bざい)	「素材(P73)」参照。
病虫害獣防除 (びょうがいちゅうじゅうぼうじょ)	「主な森林施業(P80)」参照。
琵琶湖森林づくり パートナー協定 (びわこしんりんづくりパートナーきょうてい)	「企業の森(P69)」参照。
フォワーダ	「作業システムに使用する主な林業機械(P78)」参照。
プロセッサ	「作業システムに使用する主な林業機械(P78)」参照。
分収育林制度 (ぶんしゅういりんせいど)	育成途上の森林について、土地の所有者(育林地所有者)、育林を行う者(育林者)、育林費用の負担をする者(育林費負担者)の3者または2者(3者のうち2者を兼ねる場合)が契約を結び、共同で育林し、その森林からの収益を一定の割合で分収する形で育林を行うこと。 びわ湖造林公社は分収育林事業を土地所有者(育林地所有者)と公社(育林者)と緑のオーナー(育林費負担者)の3者で契約を行っている。
分収造林制度 (ぶんしゅうぞうりんせいど)	森林の土地の所有者(造林地所有者)、造林および保育を行う者(造林者)、造林および保育の費用を負担する者(造林費負担者)のうち3者、または2者(3者のうち2者を兼ねる場合)が契約を結び、共同で森林を造成し、その森林からの収益を一定の割合で分収する形で造林を行うこと。 両公社は分収造林事業を土地所有者(造林地所有者)と公社(造林者・造林費負担者)の2者で契約を行っている。
保安林(ほあんりん)	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。 保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更を行おうとする場合、都道府県知事の許可が必要となる。
保育(ほい)	植栽後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の総称。
補植(ほしょく)	「主な森林施業(P79)」参照。
. . . . . マ行 . . . . .	
民有林(みんゆうりん)	森林を所有形態別に見た場合の分類で、国有林以外の森林をいう。 県、市町、財産区等が所有する公有林と、個人、企業、団体等が所有する私有林に区分できる。
木質バイオマス(もくしつバイオマス)	「バイオマス(P74)」参照。

．．．．． ヤ行 ．．．．．

山土場(やまどば)	「土場(P74)」参照。
山元立木価格 (やまもとりゅうぼくかかく)	木が立った状態での林木の販売価格。 一般的には、丸太の市場価格(販売価格)から、伐採、搬出等に必要な経費を控除して計算された幹の材積 1m <sup>3</sup> 当たりの価格。 (財)日本不動産研究所は山元立木価格を調査、公表しており、木材価格の指標の一つとなっている。
雪起こし(ゆきおこし)	「主な森林施業(P79)」参照。
用材(ようざい)	製材用、合板用、パルプ・チップ用などとして利用される木材のこと。 その他の用途である薪炭材とシイタケ原木は、通常用材には含めない。
製材(せいざい)	鋸や専用の機械などを使って丸太(原木)から加工された製材品を指す一般的な呼称。 板類(厚さが7.5cm未満で幅が厚さの4倍以上の製材品) 挽き割り類(厚さが7.5cm未満で幅が厚さの4倍未満の製材品) 挽き角類(厚さ・幅ともに7.5cm以上の製材品) の3つに分類される。
集成材(しゅうせいざい)	小断面の板材(ラミナ)を繊維方向にほぼ平行に接着剤で貼り合わせたもの。 柱材・はり材等の「構造用集成材」と床材等の「造作用集成材」に区分される。
合板(ごうばん)	薄く切削した板を繊維方向がほぼ直交するように接着剤で貼り合わせたもの。
チップ(パルプ・チップ)	木材を機械的に小片化したもの。紙の原料等として利用。
淀川下流団体 (よどがわりゅうだんたい)	大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市及び阪神水道企業団のこと。 滋賀県造林公社の社員であった大阪府、大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市及び阪神水道企業団は、平成23年6～8月に滋賀県造林公社を退社した。

．．．．． ラ行 ．．．．．

利用間伐(りようかんぱつ)	伐採した間伐材を搬出して利用する間伐。 これに対して、間伐材を搬出しない間伐は「伐り捨て間伐」という。
林業機械(りんぎょうきがい)	森林において植栽・保育・素材生産などの作業に使われる機械類の総称。 「作業システムに使用する主な林業機械(P78)」参照。
林業公社(りんぎょうこうしゃ)	戦後の木材需要の拡大に対応して、国、地方公共団体、森林・林業関係者等が造林を推進するなか、森林所有者による整備が進みがたい地域において、分収方式により造林を推進するため、昭和30年代後半以降に都道府県によって設立された旧民法上の公益法人。造林公社とよばれることもある。
林業公社会計基準 (りんぎょうこうしゃかいけいじゆん)	総務省、林野庁及び地方代表5府県で構成された「林業公社の経営対策等に関する検討会」の最終報告(平成21年6月)において、林業公社に対し、公益法人会計基準の早期適用と林業の特殊性を踏まえた森林資産の適正な評価の検討を行い、その上で利害関係者への適切な情報開示が求められた。このことを受け、平成21年12月に森林整備法人全国協議会、森林県連合および全国森林整備協会が合同で公認会計士の参加を得て林業公社会計基準委員会を設置し、平成23年3月に策定した会計基準。 なお、林業公社等会計基準の策定の主な目的は次に掲げるところによる。 財務状態及び経営状況の適正な情報開示。 新公益法人会計基準に準拠した全国林業公社統一の会計基準の制定。 新公益法人制度を踏まえた会計基準の制定。



林業労働力対策事業 (りんぎょうろうどくたいさくじぎょう)	「林業労働力確保の促進に関する法律」に基づき、事業主が一体的に行う雇管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより林業労働力の確保を図ることを目的とする事業。 びわ湖造林公社は平成14年4月に、滋賀県知事から同法に基づく「林業労働力確保支援センター」の指定を受けている。
林道(りんどう)	木材などの林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を搬入するため、森林内に開設された道路の総称。一般には、林道の構造等の基本的な事項を定めた「林道規程」の基準を満たしている自動車道を指す。(作業道を含まない。)
林齢(りんれい)	森林の年齢。 人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。
齢級(れいきゅう)	森林の年齢を5年の幅で括ったもの。 1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。
列状伐採(れつじょうばっさい)	「伐採(P75)」参照。
路網整備(ろもうせいび)	植栽、保育、伐採した木材の搬出などの森林施業を効率的に行うために、林道や作業道を開設すること。

## 参考文献等

森林・林業白書(林野庁)

琵琶湖森林づくり基本計画 2010.2改訂 (滋賀県)

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例(滋賀県)

地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について 平成13年11月 (日本学術会議)

林業公社会計基準の制定について 平成23年3月 (林業公社会計基準策定委員会)

林業技術ハンドブック((社)全国林業改良普及協会発行)

ニューフォレスターズ・ガイド((社)全国林業改良普及協会発行)









森林・林業・木材辞典((株)日本林業調査会発行)

林業用語辞典-現代林業用語辞典Version2-((株)日本林業調査会発行)

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システム導入マニュアル((社)日本森林技術協会発行)

林業改良普及双書「森林バイオマス最前線」(大場達雄 著)

## 作業システムに使用する主な林業機械

機 械 名	機 械 名	説 明
チェーンソー		<b>伐倒・造材用機械</b> ・鋸歯のついたチェーン(ソーチェーン)をエンジン等で高速回転させて立木や木材を切断する動力鋸。 ・戦後から普及し、現在、林業の作業現場では欠かすことのできない機械。 ・林内では徒歩移動が基本となる。
グラップル		<b>集積用機械</b> ・一般的に、グラップルローダー(木材を掴んで荷役を行う機械)を油圧ショベルにアタッチメントとして取り付けたもの。取り扱いの手軽さやバックホウと兼用できるため普及している。
集材機(しゅうざいき)		<b>集材用機械</b> ・伐倒した木材を架線(ワイヤーロープ)につり下げて道路まで運び出すための機械。 ・急傾斜地など林道の開設が困難な場所で、長距離の集材に適する。
タワーヤーダ		<b>移動式タワー付き集材用機械</b> ・簡便に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機。急傾斜地での作業に向いている。 ・集材可能距離は小型150m程度・中型500m程度
スイングヤーダ		<b>移動式簡易タワー付き集材用機械</b> ・主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能な簡易タワー(アーム)を装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウインチを搭載。 ・集材可能距離は小型150m程度・中型200m程度
ウインチ付きグラップル		<b>集材・集積用機械</b> ・動力とワイヤロープにより材の木寄せ作業などに使用する簡易なウインチをグラップルに取り付けたもの。 ・集材可能距離は比較的短い。(40m程度)
ハーベスタ		<b>伐倒・造材・集積用機械</b> ・従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払、測尺、玉切の各作業と玉切した丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。
プロセッサ		<b>造材・集積用機械</b> ・林道や土場などで集材された枝の付いた木材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行い、玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。 現在、国内で最も普及している高性能林業機械。
フォワーダ		<b>集材作業用機械</b> ・丸太をグラップルローダー(木材を掴んで荷役を行う機械)で荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。 ・主にクローラー(無限軌道)により、作業路上を走行する。

(林野庁補助事業「低コスト作業システム構築事業」「路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システム導入マニュアル」(社)日本森林技術協会発行)を参考に事務局作成

## 主な森林施業

### (1) 植 林

地拵え(じごしらえ)	苗木を人工植栽するのに先立って、造林予定地に苗木を植え付けやすくするための準備を行うこと。
新植(しんしょく)	苗木を植え付けること。



地拵え



新植作業



新植されたスギ

### (2) 補 植 ・ 改 植

補植(ほしょく)	植栽した苗木の一部が根付かず枯損した場合に、それを補充するために翌年に植栽すること。
改植(かいしょく)	植栽し、ある程度生育した樹木が、災害等で枯損した場合に植栽をやり直すこと。

### (3) 保 育

下刈り(したがり)	植林した樹木の生育を妨げる雑草木などを刈り取ること。 植林後数年間、毎年6～8月に1回ないし2回行う。
つる切り(つるきり)	植栽した木に巻き付くなどにより生育に支障を及ぼすつる植物を取り除くこと。
根踏み(ねふみ)	越冬により根元がゆるんだ植栽木の抜けや倒伏を防ぐため、植栽木の周囲を踏み固めること。
木起こし(きおこし) (雪起こし)	積雪により倒れた樹木の根元曲がりを軽減し、成長を促進するため、引き起こし、縄や棒などで固定すること。



下刈り作業



木起こし作業

除伐(じよばつ)	植栽した樹木の生育を妨げる他種類の樹木を伐り払うこと。 下刈り終了後、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでに行う。
間伐(かんばつ) (間伐材)	同じ樹種の間競争をやわらげ、生産目標にあうように立木の密度を調整し、残存木の成長を促進し形質を向上させるため、一部の植栽木を抜き伐りすること。 なお、間伐により生産された木材を間伐材という。
枝打ち(えだうち)	節のない価値の高い材木(無節材)を生産するため、また、林内に光が入りやすくし、下草木の生育により土壌を保全するため、不要な枝を伐り落とすこと。
施肥(せひ)	生育がよくない植栽した樹木に肥料を施すこと。
病虫害獣防除 (びやうがいちゅうじゅうぼうじよ)	樹木に被害を与える病虫害や動物から樹木を守ること。 幼齢木にネットをかぶせる(ニホンシカやウサギ等による食害対策)、幹にビニールテープを巻く(クマやニホンシカ等による皮剥ぎ対策)などの対策を行う。



間伐作業



枝打ち作業



テープ巻き

**長期経営計画・中期経営改善計画（統合版）**

平成23年9月

発行 (社)滋賀県造林公社

(財)びわ湖造林公社

〒520 - 0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号

滋賀県大津合同庁舎6F

TEL 077 - 522 - 8349

FAX 077 - 521 - 0345